

次期
愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画
(素案)

2026 年〇月

目 次

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格、期間、基本理念等	4
3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務	6

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況	7
2 ギャンブル等依存症問題の状況	7

III ギャンブル等依存症対策の方向性

※計画の体系図	13
---------	----

第二章 具体的な取組

◇依存症対策の充実・強化に向けた取組

I 発症予防

1 予防教育・普及啓発	
(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発	16
(2) 関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組	19
(3) 消費者向けの総合的な情報提供	24
(4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発	25
(5) 学校教育における指導	26
(6) 金融経済教育における啓発	27
2 関係事業者におけるアクセス制限等	
(1) 本人・家族申告によるアクセス制限	28
(2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等	33
(3) 営業所内におけるATMの撤去に関する取組等	35

II 進行・再発予防及び回復支援

1 相談支援

(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援	36
(2) 福祉関連従事者における適切な支援	40
(3) 多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応	42
(4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上	43
(5) 関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組	44
2 家族への支援	48
3 医療提供体制の整備	50

4 民間団体の活動に対する支援	54
5 社会復帰支援	
(1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上	56
(2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援	57

III 依存症対策の基盤整備

1 依存症対策の体制整備	
(1) 依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進	58
(2) 包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現	59
(2) 関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備	61
2 ギャンブル等依存症問題に関する調査研究	63
3 人材の確保	64

IV 多重債務問題等への取組

1 多重債務問題等への取組	
(1) 多重債務問題への取組	66
(2) 宝くじにおける自主的な取組の推進	67
2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組	
(1) 違法なギャンブル等の取締りの強化	68
(2) オンラインカジノの違法性等の周知	69

第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等 70

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- ギャンブル等については、多くの人が競馬などの公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、のめり込むことによりギャンブル等依存症と呼ばれる状態に至り、ギャンブル等依存症である者及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、医療機関及び相談支援体制が乏しかったり、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- そうした中、国において、2018年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体が取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。
- また、基本法においては、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定のうえ、少なくとも3年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更することが国に義務付けられました。
- 都道府県についても、「基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するように努めること。」とされたとともに、少なくとも3年ごとに都道府県の計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこととされました。
- このような状況を踏まえて、本県では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、2020年3月に「愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」、2023年3月に「第2期愛知県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「第2期県計画」という。）を策定しました。
- このたび、国は基本計画について、前回の変更から約3年が経過したこと等に伴い、所要の検討を加え2025年3月に変更しました。（2025年3月に変更した計画を、以下「2025年基本計画」という。）本県も同様に、2025年基本計画を基本としつつ、県の実情を踏まえて、本計画を策定するものです。

- 本計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携し、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援を充実させることにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していきます。

◇ギャンブル等依存症対策基本法（抄）

○ギャンブル等依存症対策基本法の目的（第1条）

（前略）ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本理念（第3条）

- 1 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

○都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（第13条第1項）

- 1 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。
- 2 略
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第23に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

○ギャンブル等依存症対策基本法に定める基本的施策（第14条～第23条）

① 教育の振興等	⑥ 民間団体の活動に対する支援
② ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施	⑦ 連携協力体制の整備
③ 医療提供体制の整備	⑧ 人材の確保等
④ 相談支援等	⑨ 調査研究の推進等
⑤ 社会復帰の支援	⑩ 実態調査

◇国のギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（2025年3月）

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について①

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

現状

- ・コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行（売上げの8～9割がインターネット投票）
- ・地域における関係機関間の更なる連携強化が必要

今後の取組

1. 公営競技のオンライン化への対応

オンラインで行われるギャンブルにはギャンブル等依存症につながりやすい特徴があるとの指摘がある。

- （例）・時間や場所を選ばずにアクセスができる。
・実際に金銭を賭けている感覚が乏しくなる。
・より短期間により多額の借金を抱える傾向がある。



① アクセス制限制度等の利便性向上及び効果的な周知

- （例）・申請のオンライン化等利便性の向上を検討
・医療・相談の現場と連携し、当該制度を積極的に紹介し、活用を促進

② インターネット投票データ等を分析し、効果的なギャンブル等依存症対策につなげる。

③ クレジットカード等後払い決済の見直しの検討

2. 若年者対策の強化

医療・相談現場において、若年者からの相談が増加しているとの指摘がある。



- ① 動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化

- ② 若年者への普及啓発の観点から、地域において教育委員会等との連携を強化

- ③ 各相談窓口において、電話に加え多様な相談手段を検討

3. 依存症対策の基盤整備等

- ① 地域における専門医療機関等の整備の推進
② 多重債務問題等の観点から、地域の相談拠点と司法書士等の連携を強化
③ 宝くじについて、ウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、自主的な取組を推進

1

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について②

現状

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加と共に伴う依存症の問題が強く指摘されており、取締りに加え、関係省庁が連携し、
 - 1 オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育
 - 2 オンラインカジノサイトやインターネット上における広告・紹介サイトへのアクセスの抑止
 - 3 オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止等の対策を推進する必要

今後の取組

1. 取締りの強化

- オンラインカジノを含めたオンライン上で行われる賭博事犯に対しては、賭客のみならず収納代行業者やアフィリエイター等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化

2. オンラインカジノの違法性等の周知

- ポスターやSNS等を活用し、広く違法性の周知等を推進するとともに、青少年向けのリーフレットや「インターネットトラブル事例集」等の資料や非行防止教室等の機会を活用するなどして、青少年への教育・啓発を実施

3. オンラインカジノサイトへのアクセス対策

- 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」やその解説に準じて、オンラインカジノの広告表示や紹介サイトの開設の禁止等適切な対応をとるよう、事業者に普及啓発を実施。また、情報流通プラットフォーム対処法の早期施行に向けて準備を進めるとともに、施行後には大規模プラットフォーム事業者による違法・有害情報の削除等の運用状況の透明化が図られるよう、適切な運用を推進
- 広くフィルタリングの普及啓発を実施するとともに、事業者に働き掛け、フィルタリングの導入を推進。また、依存症患者への治療の現場においてフィルタリングの活用についても検討されるよう、医療従事者への周知を実施

4. オンラインカジノの決済手段対策

- オンラインカジノへの送金やオンラインカジノでのクレジットカード決済の抑止のため、事業者等に対する注意喚起、要請等を実施

※ 上記の取組は、違法オンラインカジノ対策に関する関係省庁連絡会議の関係省庁において政府横断的に実施

2

出典：内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局ウェブページ

2 計画の性格、期間、基本理念等

(1) 計画の性格

本計画は、基本法第13条に規定される「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」です。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2026年度から2028年度までの3年間とします。

(3) 計画の基本理念

本計画においては、ギャンブル等依存症対策を推進するため、以下の基本理念を定めます。

ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援

イ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

(4) 取組に関する基本的な考え方

基本理念の実現に向け、以下の基本的な考え方に基づき、具体的な取組を進めます。

ア PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

本計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。

イ 重層的かつ多段階的な取組の推進

ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があり、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。このため、本計画においては、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、ギャンブル等依存症の予防等に資する関係事業者の取組、相談支援等の推進、医療提供体制の整備、社会復帰支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

ウ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連する（ギャンブル等依存症及び関連して生ずるこれらの問題を、以下「ギャンブル等依存症問題」という。）ことに鑑み、ギャンブル等依存症問題の関係機関及び民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関する取組を進めていくことが重要です。このため、本計画においては、これらの連携体制の整備を図るために必要な施策を講じます。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。本県は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、2019年7月に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

本計画を推進するに当たっては、SDGsの目標達成に資するよう、意識して基本施策に取り組み、豊かで活力ある未来を創ります。



3 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

- 基本法では、国、地方公共団体、関係事業者（ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者）、国民、医療・保健・福祉・教育・法務・矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。
- 県は、本計画に基づき、国や市町村及び他の機関、民間団体と積極的に連携し、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

《それぞれの責務》

＜国＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

＜地方公共団体（県及び市町村）＞

- 基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

＜関係事業者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力とともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止（以下、ギャンブル等依存症の「予防等」という。）に配慮するよう努める。

＜国民（県民）＞

- ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

＜ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者＞

- 国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

II 本県のギャンブル等をめぐる状況

1 ギャンブル等の状況

(1) 県内の公営競技の状況

県内に所在する公営競技場は以下のとおりです。

	競技場名 (所在地)	競技施行者	売上の推移 ^(注) (百万円)		
			2017 年度	2020 年度	2023 年度
競馬	名古屋競馬場 (弥富市)	愛知県競馬組合	31, 530	58, 642	81, 075
	中京競馬場 (豊明市)	JRA 日本中央競馬会	23, 880	3, 489	13, 799
モーター ボート競走	ボートレース 蒲郡 (蒲郡市)	蒲郡市	83, 302	133, 175	162, 455
	ボートレース とこなめ (常滑市)	常滑市・半田市	35, 852	52, 768	64, 806
競輪	名古屋競輪場 (名古屋市)	名古屋競輪組合	12, 927	26, 068	25, 667
	豊橋競輪場 (豊橋市)	豊橋市	12, 639	19, 282	25, 805

注) 中京競馬場についてはオンライン売上を除く

(2) 県内の遊技業の状況

県内に所在する遊技場店舗等の状況は以下のとおりです。

	店舗数	機械設置台数		
		ぱちんこ遊技機	回胴式遊技機	合計
2017 年度	583 か所	181, 877 台	108, 802 台	290, 679 台
2020 年度	492 か所	161, 783 台	103, 828 台	265, 611 台
2023 年度	382 か所	136, 831 台	91, 960 台	228, 791 台

出典：全日本遊技事業協同組合連合会ウェブページ（各年度 12 月 31 日現在）

2 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症とは

- 依存症とはやめたくてもやめられない状態に陥ることであり、その種類は大きく分けて「物質への依存」と「プロセスへの依存」の 2 種類があります。ギャンブル等依存症は特定の行為や過程に必要以上に熱中し、のめりこんでしまう「プロセスへの依存」にあたります。
- 基本法においては、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活または社会生活に支障が生じている状態」と定義し、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して、支援を必要とする人たちに対し、対策がとられるようにすることをその趣旨としています。

(2) ギャンブル等依存症の状況

ア ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査

2023 年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握をするため、基本法第 23 条に基づく調査が行われています。

同調査では、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の1.7%と推計しています。

なお、同調査の対象年齢は、18歳から74歳で、「ギャンブル等依存が疑われる者」の男女別割合は、男性2.8%、女性0.5%です。本県の推計人口(2024年10月1日現在)に、この年齢・割合をあてはめた場合、男性は約7万5千人、女性は約1万3千人、全体で約8万8千人となります。

イ 2024年度県政世論調査「ギャンブル等依存症について」

(以下「2024年度県政世論調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に関する県民の認識等を調査しました。

同調査は、2024年7月に無作為抽出により県内在住の18歳以上の男女3千人を対象として郵送で実施し、回収率は50.5%でした。本計画策定の基礎資料としています。

ウ 愛知県ギャンブル等依存症対策推進に関する調査

(以下「県内関係機関調査」という。)

本県において、ギャンブル等依存症に係わる医療機関・相談支援機関の現場の声を調査しました。

同調査は、2025年5月から同年6月に県内関係機関157箇所を対象として郵送・電子メールで実施し、回収率は75.8%でした。本計画策定の基礎資料としています。

(3) ギャンブル等依存症問題の状況

基本法においては、ギャンブル等依存症にとどまらず、これに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、その対策を推進することとしています。

ギャンブル等依存症問題については、各機関において相談支援等が行われております、その状況については、次のとおりです。

◇ギャンブル等依存症問題に関する相談状況

表1 ギャンブル等依存症問題に関する相談状況(2023年度)

	全国	愛知県
精神保健福祉センターや保健所及び市町村に寄せられた「ギャンブル等」に関する相談件数 ¹⁾	27,598件	1,345件
財務局や地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、借錢をしたきっかけが「ギャンブル等」であると判明したもの ²⁾	財務局 452件 地方公共団体 912件	東海財務局 56件 県及び市町村 69件

1)衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告による

2)金融庁調査による

◇精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数の推移

・全国

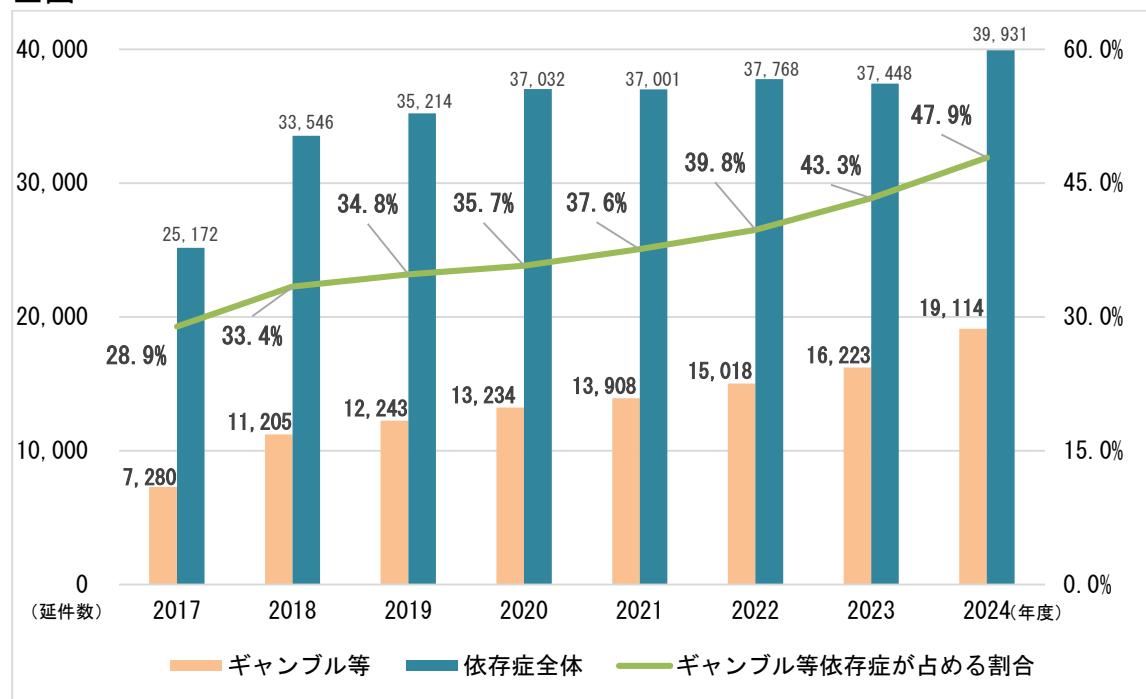


図1 精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数推移（全国）

・愛知県 [名古屋市を含む]

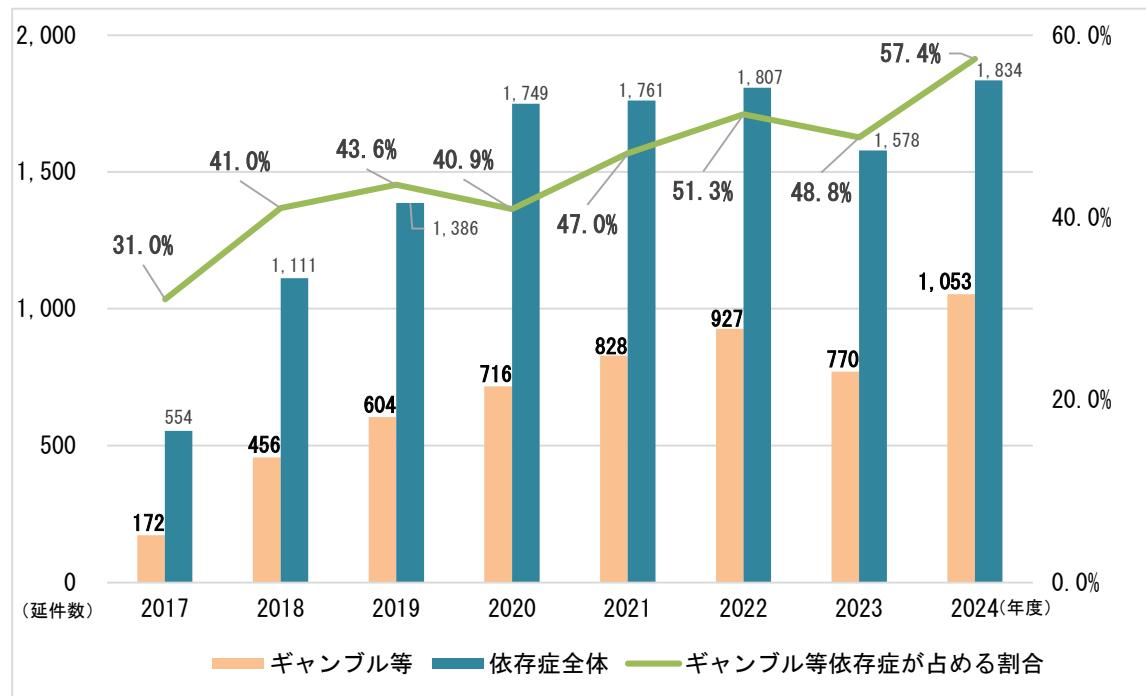


図2 精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数推移（愛知県 [名古屋市を含む]）

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は年々増加し、2024年度には1,053件となっています。

また、依存症に関する相談のうち、ギャンブル等依存症が占める割合は、近年約50%前後で推移しており、全国と比較して高い水準となっています。

◇保健所及び市町村における依存症に関する相談件数の推移

・全国

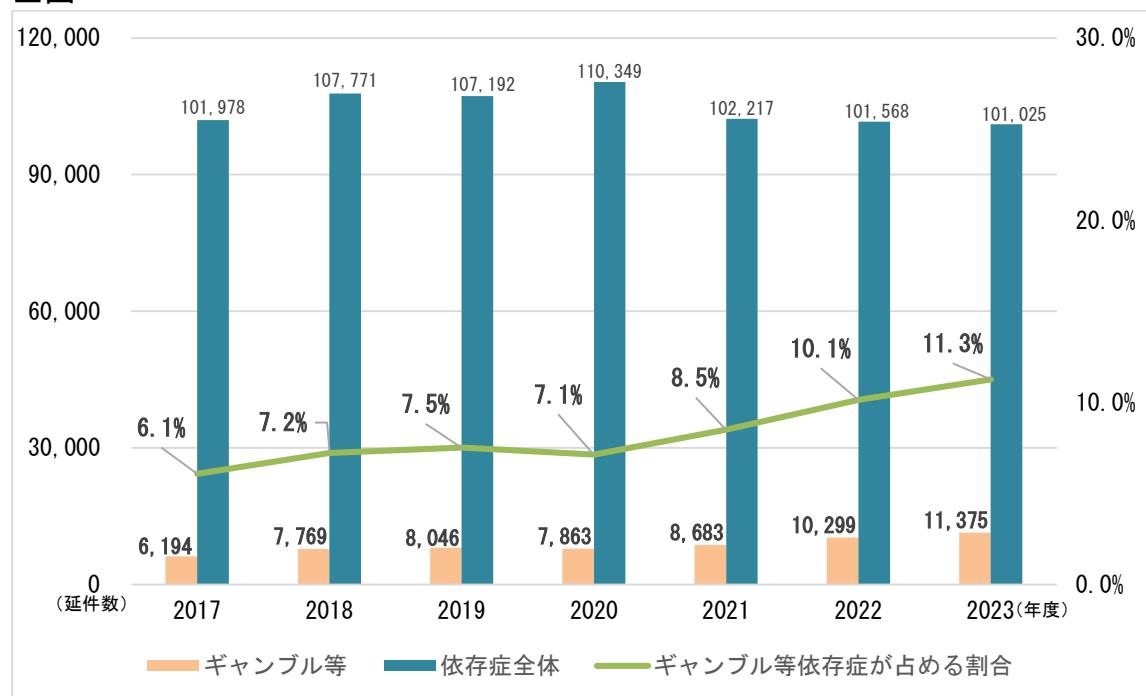


図3 保健所及び市町村における依存症に関する相談件数推移（全国）

・愛知県 [名古屋市を含む]

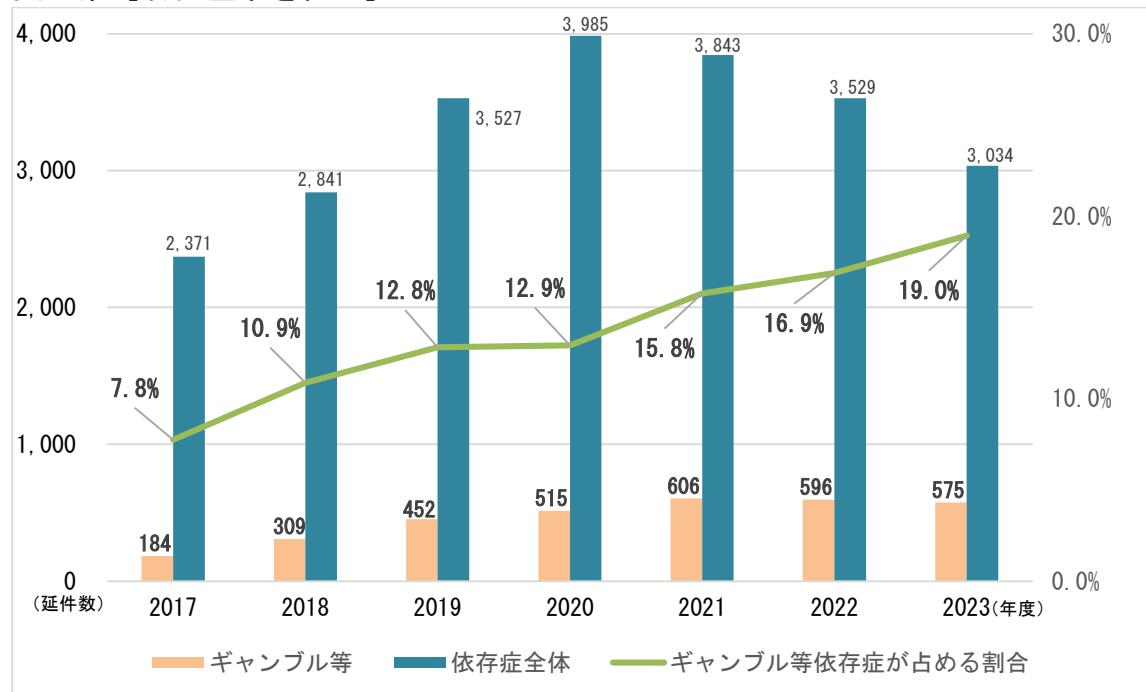


図4 保健所及び市町村における依存症に関する相談件数推移（愛知県 [名古屋市を含む]）

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、2021年度以降、横ばいとなっています。

しかし、依存症に関する相談のうち、ギャンブル等依存症が占める割合は年々増加し2023年度は19.0%となっており、全国と比較して高い水準となっています。

◇愛知県精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談状況
 ・年代別推移

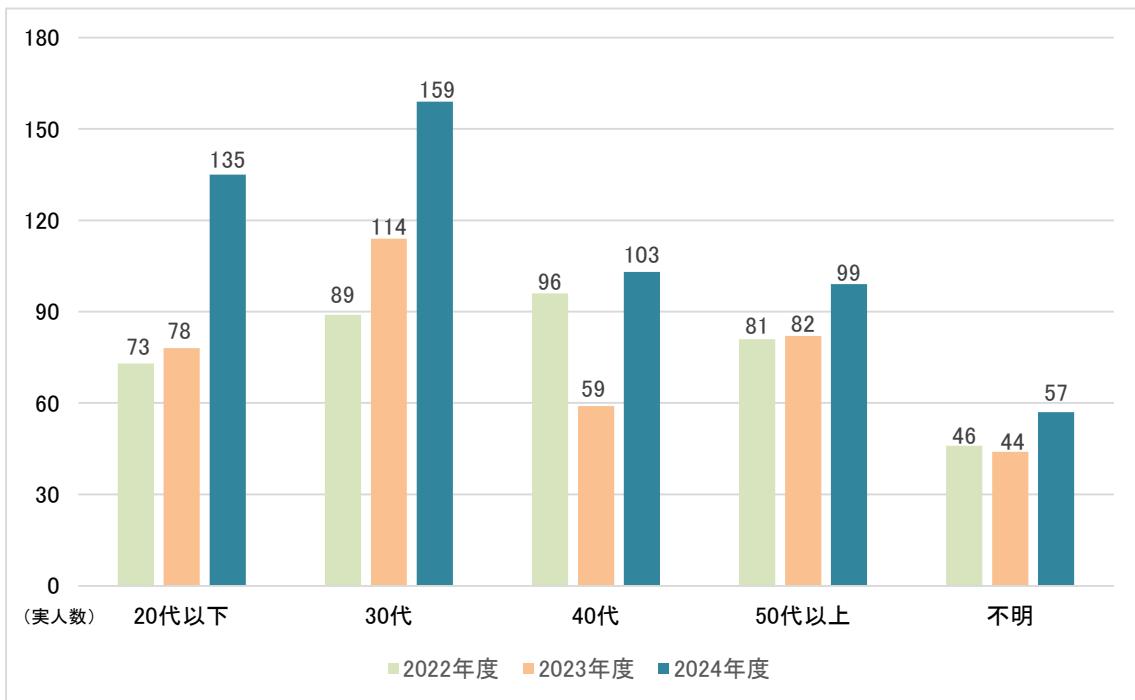


図5 ギャンブル等依存症に関する相談における相談対象者の年代（県精神保健福祉センター）

相談対象者の年代別相談件数は、20代以下及び30代が年々増加しており、特に2024年度の相談件数はそれぞれ135人、159人と大幅に増加しています。

・ギャンブル等の種別

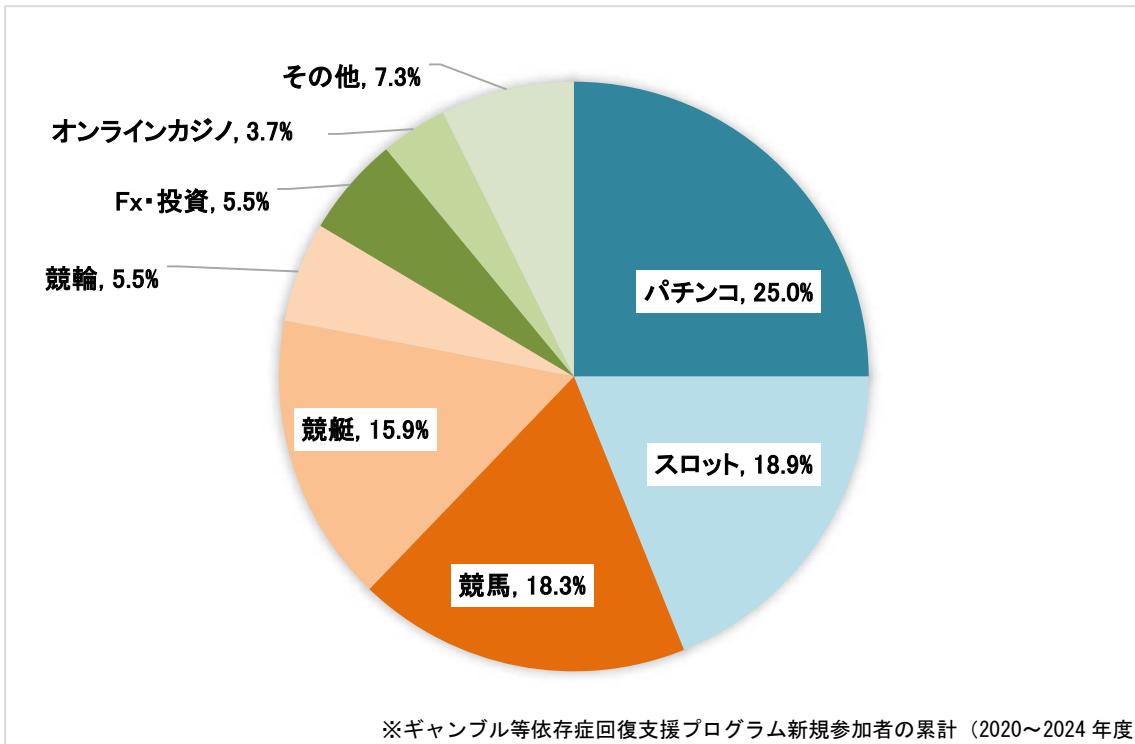


図6 回復支援プログラム新規参加者におけるギャンブル等の種別（県精神保健福祉センター）

ギャンブル等の種別は、パチンコ及びスロットが全体の43.9%を占めています。次いで、公営競技が全体の39.7%を占めていますが、そのうち一番多いものは競馬(18.3%)となっています。

III ギャンブル等依存症対策の方向性

ギャンブル等依存症対策については、基本理念及び基本的な考え方に基づき、以下の4つの分野における対策を推進していきます。

1 発症予防

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。

また、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化します。

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び医療・相談の現場と連携した周知を図ります。

2 進行・再発予防及び回復支援

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

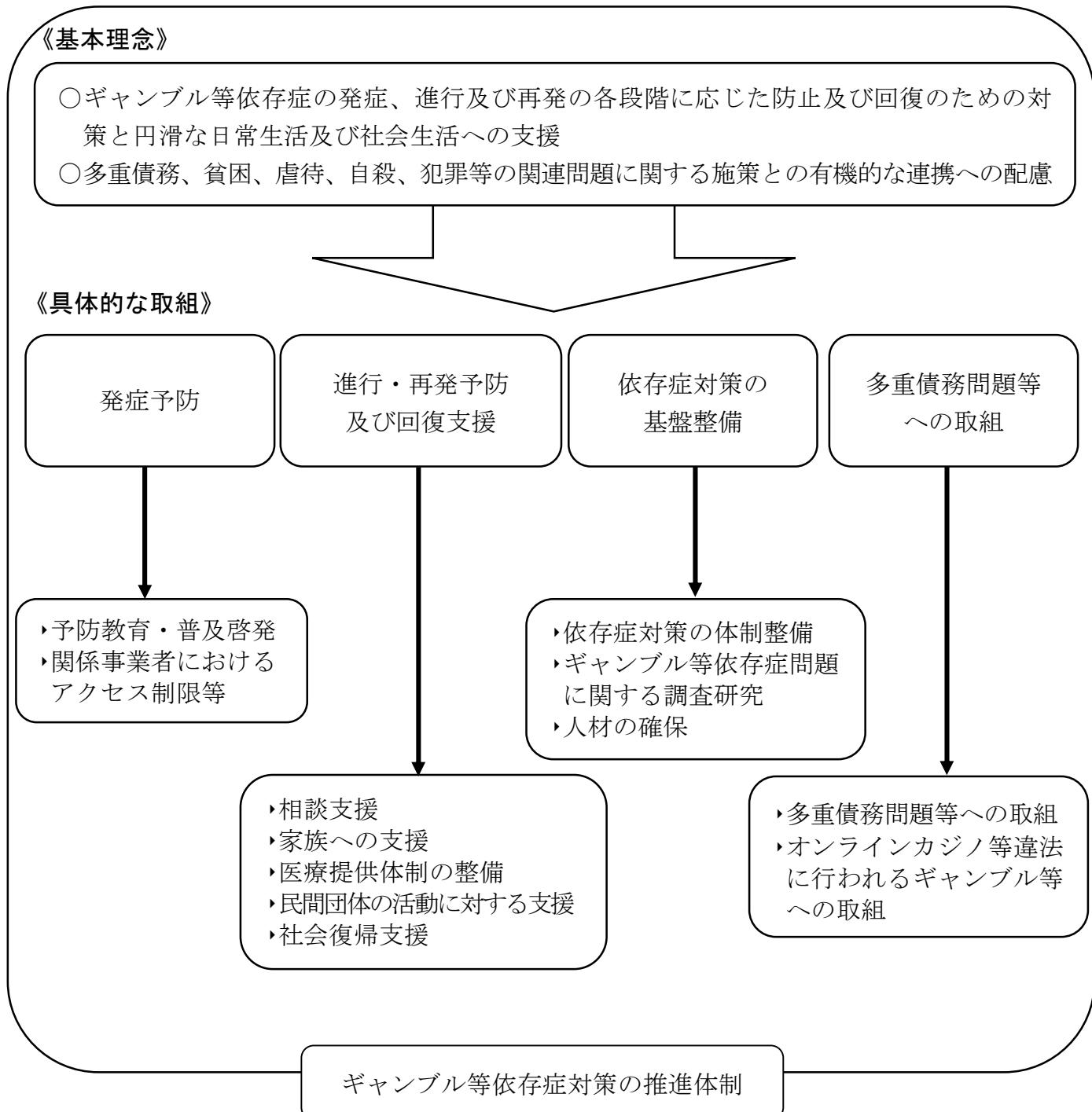
3 依存症対策の基盤整備

- 複雑かつ深刻化する依存症の問題に適切に対応するため、依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策を推進するほか、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、地域の実情に応じた施策を講じ、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究等を実施します。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

4 多重債務問題等への取組

- 多重債務問題を始めギャンブル等依存症に関連して生じるギャンブル等依存症問題等について対策を進めます。特に、オンラインカジノについて、アクセス数の増加と共に伴う依存症の問題が強く指摘されていることを踏まえ、取り締まりに加え、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育に取り組みます。

【計画の体系図】



第二章 具体的な取組

◇依存症対策の充実・強化に向けた取組

- 依存症対策については、「アルコール健康障害対策基本法」「ギャンブル等依存症対策基本法」等に基づき、計画的かつ総合的な取組を進めていますが、依存症に関する相談件数は増加傾向にあります。
- 特に、ギャンブル等依存症については、若年者からの相談件数の増加や社会問題化する違法オンラインカジノの影響など、取り巻く状況は複雑かつ深刻化しています。
- 依存症の問題への対策に当たっては、依存症に対する理解を深め、適切な支援につなげていくための普及啓発や相談支援のさらなる充実と医療的な側面からの支援の強化という、総合的な依存症対策の取組が不可欠です。
- 本県では、依存症の問題に適切に対応するため、独自の取組として、県内の医療系大学で唯一の「依存症専門医療機関」である藤田医科大学と「アルコール」・「薬物」・「ギャンブル等」の3依存症すべての「依存症治療拠点機関」である刈谷病院を、新たに「愛知県依存症対策センター」に位置づけ、依存症対策の更なる充実・強化を図ります。
- 今後は、依存症対策センターを核に県内の専門医療機関や地域の支援機関・団体と連携して、総合的な依存症対策を推進します。

◇愛知県依存症対策センターの主な取組

藤田 医科 大 学	<p>○進行・再発予防及び回復支援</p> <ul style="list-style-type: none">・依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。・専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。 <p>○依存症対策の基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none">・専門医療機関等との連携のもと、ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究を実施します。
刈谷 病院	<p>○発症予防</p> <ul style="list-style-type: none">・ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての情報発信を、ウェブサイトを活用して行うとともに、依存症に関するポータルサイトを開設します。 <p>○進行・再発予防及び回復支援</p> <ul style="list-style-type: none">・外来や入院医療を行うとともに、患者を地域の支援団体へつなぐなど、支援団体と連携した受診後の支援を実施します。

※これらの取組は4つの分野における取組（16ページ以降）にも再掲しています。

◇愛知県依存症対策センターについて

1 名称

愛知県依存症対策センター

※藤田医科大学及び刈谷病院それぞれを依存症対策センターに位置づけ

2 開設時期

2026年4月（予定）

3 取組内容

人材養成・研究を主とする藤田医科大学と、治療・情報発信を主とする刈谷病院の両輪で、県内の専門医療機関等と連携して、依存症対策の強化を図る。

愛知県依存症対策センター（2026年4月開設予定）

藤田医科大学 [人材養成・研究]

①寄附講座

依存症に対応できる医師を養成（専門研修にて実施）

②医療専門研修【新規】

専門医療機関等を対象とした研修を実施

③連携会議【新規】

医療機関との連携推進のため、連携会議を設置

④調査研究【新規】

県の依存症施策に資する実態調査や研究を実施

刈谷病院 [治療・情報発信]

①専門外来、入院医療

専門プログラムを用いた外来医療や、専門の医師による入院医療を実施

②受診後の支援【拡充】

地域の支援団体へつなぐなど、受診後の支援を実施

③医療機関向け研修等

精神科医療機関対象の専門医療機関になるための研修や、専門相談を実施

④情報発信事業【拡充】

依存症に関するポータルサイトを開設

依存症専門医療機関

依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関

・アルコール	13か所
・薬物	6か所
・ギャンブル等	5か所

※依存症ごとに、**依存症治療拠点機関**
(地域の治療拠点となる機関)も選定
※各医療機関において、受診等に関する相談も実施。

地域の支援機関・団体

○相談支援機関

- ・本人及び家族等への相談支援
- ・回復支援プログラムの実施
- ・依存症に関連した問題の相談支援等

○自助グループ

- ・当事者同士のミーティング活動等

○民間団体

- ・講演会の開催など、依存症対策の普及啓発や相談支援の実施等

I 発症予防

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、県民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、学校、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。

また、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化します。

- ギャンブル等依存症の発症を予防するため、本人申告及び家族申告による利用制限や、20歳未満の者等の利用禁止等、関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び医療・相談の現場と連携した周知を図ります。

1 予防教育・普及啓発

(1) 依存症の理解を深めるための普及啓発

＜現状及び課題＞

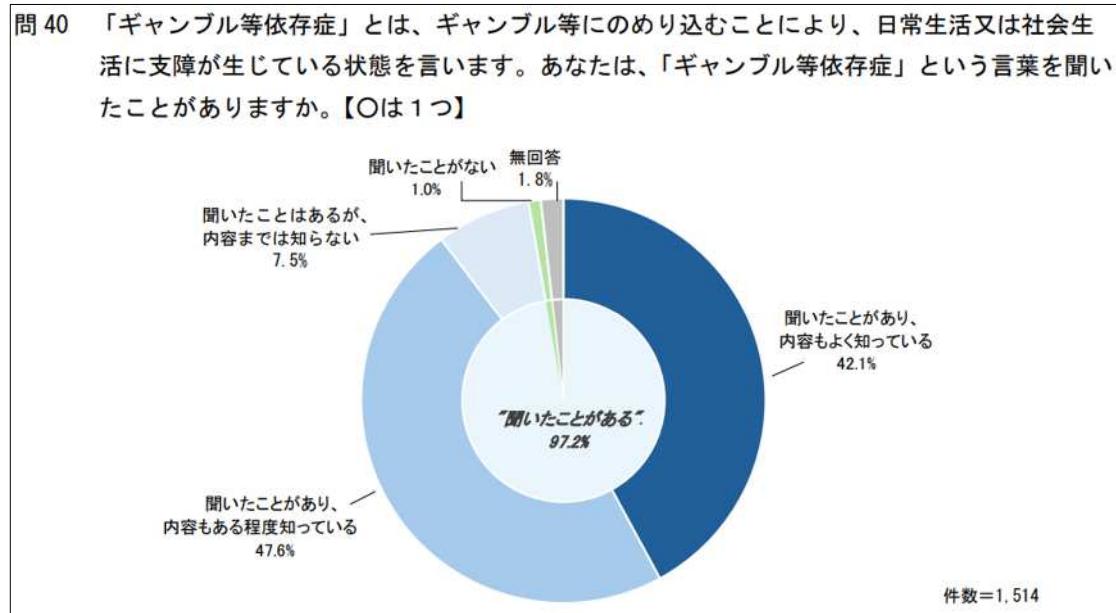
- ギャンブル等依存症は誰もがなりうるものですが、ギャンブル等依存症である者や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性や、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識、治療及び支援に関する情報を得る機会が十分でないなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難いことがあります。
- また、ギャンブル等による問題が生じても、それがギャンブル等依存症により生じていることに気づきにくく、家族や周囲の人がギャンブル等による借金を肩代わりしてしまうことで、本人の立ち直りの機会を奪ってしまう場合があります。
- 本県や名古屋市においては、第2期県計画に示したとおり、啓発資材の配布やSNS等を活用した普及啓発に取り組み、依存症の正しい理解の促進や相談窓口の周知を推進しました。

◇ギャンブル等依存症啓発動画【保健医療局】



- 一方で、2024年度県政世論調査によれば、ギャンブル等依存症を「聞いたことがある」とした回答は97.2%でしたが、基本法に定めるギャンブル等依存症問題啓発週間[毎年5月14日から同月20日まで](以下「啓発週間」という。)を「知らない」とした回答は95.2%でした。

◇2024年度県政世論調査結果（抜粋）



問42 《問40で「1」～「3」と答えた方にお聞きします。》

ギャンブル等依存症対策基本法により、毎年5月14日から20日までの1週間は「ギャンブル等依存症問題啓発週間」と定められています。あなたは、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」を知っていますか。【○は1つ】



- また、2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されています。
- これらを踏まえて、県民がギャンブル等依存症に関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を一層推進する必要があります。

＜今後の取組＞

- ギャンブル等依存症を含む依存症全般の知識や相談窓口に関する啓発資材を県内関係事業者及び保健所の相談窓口等で配布するほか、若年者へ向けた普及啓発の強化のため、動画やSNSを始めとした多様な広報媒体の効果的な活用による普及啓発に取り組みます。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 啓発週間等において、県民の間にギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、街頭や大規模店舗等で啓発資材を配布するイベントなどによる普及啓発に取り組みます。
〔保健医療局〕
- 依存症治療拠点機関において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての情報発信を、ウェブサイトを活用して行うとともに、依存症に関するポータルサイトを開設します。
〔保健医療局〕
- さらに、上記に関する取組を関係局と連携のうえ、ウェブサイトや広報誌等の活用により情報発信します。
〔保健医療局〕

（2）関係事業者による普及啓発及び広告に関する取組

＜現状及び課題＞

- 県内関係事業者においては、第2期県計画に示したとおり、注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を活用した取組などを推進し、ギャンブル等依存症の発症予防に関する普及啓発を着実に実施しています。
- また、県内公営競技施行者の広告・宣伝については、2022年3月に全国的な指針として策定・公表された全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」が遵守されています。更に、中京競馬場に関する広告・宣伝については、2022年7月に日本中央競馬会（JRA）独自の広告・宣伝指針として策定・公表された「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に則しています。
- 県内ぱちんこ営業者の広告・宣伝についても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）による基準に加え、2023年2月からは遊技業関係団体による全国的な指針として制定された「広告宣伝ガイドライン」に基づき、過度に射幸心をあおる内容等にならないよう実施されています。
- 引き続き、県内関係事業者においては、ギャンブル等依存症に関する普及啓発にしっかりと取り組みつつ、過度に射幸心をあおることのないよう適切な広告・宣伝を行う必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づき、営業所周辺の広告・宣伝に関して、適切な指導を行っています。
- 県内関係事業者における普及啓発及び広告に関する取組は次のとおりです。

○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスターや出走表等に掲載するほか、場内モニター放映や場内放送により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝馬投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び名古屋けいばWEBページにより周知するほか、愛知県が作成した啓発資材の設置及び配布を実施
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かるなどをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

○JRA 中京競馬場における取組

- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」をポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）や競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）等に掲載
- ・注意喚起標語ステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を勝馬投票券発売機に掲示
- ・啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・啓発週間について、啓発用ポスター掲示、啓発用リーフレット配布及び場内モニターにより告知
- ・啓発週間を中心に、SNS等を活用して若年者へ向けた啓発活動を実施
- ・広告・宣伝について、「日本中央競馬会広告・宣伝指針」に基づき、勝馬投票券購入を想起させる表現、高額的中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

○ボートレース蒲郡における取組

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かるなどをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

○ボートレースとこなめにおける取組

- ・注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」等を掲載したポスターを競走場及び場外舟券売場に掲示
- ・啓発リーフレット（ギャンブル依存症予防回復支援センター作成）を競走場及び場外舟券売場で配布するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かるなどをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

啓発ポスターの掲示〔愛知県競馬組合〕



場内モニターを用いた啓発動画等の放映〔ボートレース蒲郡〕



○名古屋競輪場における取組

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」をポスターに掲載するほか、ウェブサイトや場内放送等により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝者投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間においてウェブサイトを活用して周知を行うとともに、ポスターの場内掲示や啓発チラシの設置及び配布を実施するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かるなどをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

○豊橋競輪場における取組

- ・注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪は適度に楽しみましょう。」をポスターに掲載するほか、ウェブサイトや場内放送等により周知
- ・注意喚起標語ステッカーを勝者投票券発売機等に掲示
- ・啓発週間においてウェブサイトを活用して周知を行うとともに、ポスターの場内掲示や啓発チラシの設置及び配布を実施するほか、ギャンブル等依存症啓発動画を場内モニター等で放映
- ・広告・宣伝について、全国公営競技施行者連絡協議会による「公営競技広告・宣伝指針」に基づき、高額の払戻や儲かるなどをイメージさせるような表現を用いないなど射幸心をあおる内容にならないように実施

場内モニターを用いた啓発動画の放映〔名古屋競輪場〕



発売機等への啓発ステッカーの掲示〔名古屋競輪場〕



○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しよう。」をテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシ等で周知、ウェブサイトに掲載、ぱちんこ営業所内で掲示
- ・風営適正化法に基づく、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告することの防止及び「広告宣伝ガイドライン」に基づき、広告宣伝の健全化を推進
- ・青少年や若い世代等の啓発活動として、啓発週間における啓発用ポスター掲示や啓発用リーフレット配布

共通標語を用いた啓発〔愛知県遊技業協同組合〕



＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、ギャンブル等依存症に関する上記の普及啓発活動を通年実施するとともに、毎年度の啓発週間をターゲットとし、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動の強化に取り組みます。
- 県内関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものにならないよう取り組みます。
- 風営適正化法に基づき、県内ぱちんこ営業者に対し、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告または宣伝が行われないよう指導を行います。

〔警察本部〕

（3）消費者向けの総合的な情報提供

＜現状及び課題＞

- 本県においては、消費者庁による「ギャンブル等依存症問題啓発ポスター」の活用などを推進し、ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供を着実に実施しています。
- 2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されていることも踏まえ、引き続き、消費者に対して、ギャンブル等依存症に関する注意喚起や普及啓発の情報提供を適切に行う必要があります。

＜今後の取組＞

- 消費者庁による「ギャンブル等依存症問題啓発ポスター」について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ掲示するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を働きかけるなど、県民への情報提供に努めます。
〔県民文化局〕
- 消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」や消費生活情報「あいち暮らしっく」など、多様な広報媒体を活用した情報提供を行うことにより、県民に対する多重債務問題についての啓発や相談窓口の周知を図ります。
〔県民文化局〕
- さらに、ギャンブル等依存症対策にかかる関係局等の取組について、県公式SNSや消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。
〔県民文化局〕

(4) 地域における普及啓発及び青少年等に対する普及啓発

＜現状及び課題＞

- プロセスへの依存であるギャンブル等依存症については、治療・回復支援とギャンブル等依存症問題の解決支援とが「車の両輪」として進められることが必要なだけでなく、のめり込みを生じないようにするための啓発活動が極めて重要であり、地方公共団体の消費者行政においても、その一端を担うことが期待されています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、消費者庁による啓発資料の活用などを推進し、ギャンブル等依存症に係る地域及び青少年等に対する普及啓発を着実に実施しています。
- 2025年基本計画では、若年者からの相談の増加を踏まえ、動画等の資材を中心に、SNS等インターネットを活用する等、若年者へ向けた普及啓発を強化する必要性が示されていることも踏まえ、引き続き、地域における普及啓発の支援や青少年等に対する普及啓発にしっかりと取り組む必要があります。

＜今後の取組＞

- 消費者庁等が作成する消費者向けの啓発用資料について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーへ配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用を促します。
〔県民文化局〕
- また、関係局等の取組について、県公式SNSや消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを活用し、啓発週間等における情報発信に努めます。
〔県民文化局〕

◇啓発用資料（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・金融庁 2022）



- 県立の各大学において、新入生への啓発資料の配布、学内の情報配信サイトや啓発ポスターの掲示による周知を行うほか、ギャンブル等依存症についての啓発講座を、学生・教職員対象に開催します。

〔県民文化局〕

- 県内の大学及び専門学校に対して、愛知学長懇話会等の機会を活用するなどにより、ギャンブル等依存症に関する啓発用資料について周知し、活用を促します。

〔保健医療局・県民文化局〕

(5) 学校教育における指導

＜現状及び課題＞

- 2022年度入学生より年次進行で実施している高等学校学習指導要領(2018年3月公示。以下「学習指導要領」という。)においては、保健体育科の指導内容として新たに精神疾患が取り上げられ、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことについても触れられています。
- また、学校教育においてギャンブル等依存症を含む精神疾患に関する指導を行うことを目的として、2018年度には、教師用指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」が作成されています。
- 本県においては、第2期県計画のとおり、様々な研修の機会において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成を着実に推進しています。
- 引き続き、教師用指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用し、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成などに努める必要があります。

＜今後の取組＞

- 学習指導要領の円滑な実施に向けて、学習指導要領の内容に関する研修や、新任教員や中堅教員向けの階層別研修を始め、さまざまな研修において、必要に応じてギャンブル等依存症を含む精神疾患の内容を加えることなどにより、ギャンブル等依存症に関して適切な指導ができる教員の養成に努めます。
〔教育委員会〕
- 上記の実施に当たっては、教師用指導参考資料「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」を必要に応じて活用します。
〔教育委員会〕
- 民間団体や関係局などとの連携により、学校の教育活動においてギャンブル等依存症の当事者の体験談を聞く機会を設けるなどの取組について、県立高等学校及び特別支援学校へ周知します。
〔教育委員会〕
- 民間団体などが行う、ギャンブル等依存症の当事者の体験談を話す取組について、私立高等学校及び私立専修学校へ周知します。
〔県民文化局〕

(6) 金融経済教育における啓発

＜現状及び課題＞

- 金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックにおいては、多重債務防止の啓発が扱われており、多重債務に陥る原因や多重債務を抱えた場合の対処法、相談窓口等の周知が行われています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、愛知県金融広報委員会と連携した金融知識の普及啓発等や県立高等学校における実践的な消費者教育により、金融リテラシー向上に関する取組を推進しています。
引き続き、金融リテラシー向上の取り組みを通じて、しっかりとギャンブル等依存症に関する啓発を行う必要があります。

＜今後の取組＞

- 愛知県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携した金融教育への支援・金融知識の普及啓発の取組において、多重債務問題についての啓発を行います。
〔県民文化局〕
- 多重債務問題等を含む消費者教育の実践的な授業を県内の県立高等学校及び特別支援学校において実施し、その効果的な実施のため、学校等に対する外部講師の派遣等を行います。
〔県民文化局〕

2 関係事業者におけるアクセス制限等

(1) 本人・家族申告によるアクセス制限

＜現状及び課題＞

- 県内公営競技施行者においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者等が勝馬・勝舟・勝者投票券購入をやめることを望む場合またはその家族がこれらの投票券購入をやめさせることを望む場合に、公営競技場への入場等を制限するアクセス制限を着実に実施しています。
- その一方で、コロナ禍を経て公営競技のオンライン化が一層進行しており、2025年基本計画では、医療・相談の現場と連携したアクセス制限制度等の積極的な紹介等、効果的な周知に取り組む必要性が示されています。
- これらを踏まえて、県内公営競技施行者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度の運用及び周知に取り組む必要があります。
- 県内ぱちんこ営業者においては、第2期県計画に示したとおり、自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムを実施しており、プログラムの導入が進んでいます。
引き続き、県内ぱちんこ営業者は、両プログラムを積極的に導入していく必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習で、本人・家族申告によるアクセス制限等の施策を含む依存症対策の取組の重要性について指導しています。
- 県内関係事業者におけるアクセス制限に関する取組状況は次のとおりです。

○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び顔認証システムの活用等による確実な実施
- ・入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導の徹底
- ・名古屋競馬ウェブサイトに、入場制限制度に関する案内を掲載するとともに、名古屋競馬関連施設への入場制限様式を掲載

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：2件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

○JRA 中京競馬場における取組

- ・JRA本部が定める手続きに沿った、本人・家族申請に基づく入場制限制度の運用及び確実な実施

- ・本人申告による入場制限制度の申請書様式についてJRAウェブサイトに掲載

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：3件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

ウェブサイトによる制度案内〔愛知県競馬組合〕

The screenshot shows the official website of the Nagoya Racecourse (Nagoya Keiba). The top navigation bar includes links for 'Top', 'Races · Dates', 'Internet Betting', 'Data Room', 'Fan Services', 'Nagoya Keiba Guide' (which is highlighted in black), and 'Off-track Betting'. The main content area has two sections: 'Entry Limitation' and 'Other Gambling Dependence'.

Entry Limitation

This section contains a table with three rows. The first row is for 'Individual Application'. It states: 'Individual application for entry limitation'. The second row is for 'Application Method'. It states: 'Entry limitation is applied to the applicant, Nagoya Racecourse, or off-track betting outlet. Please follow the specified procedure'. The third row is for 'Application Form'. It states: 'Entry limitation application form (individual use)'.

Other Gambling Dependence

This section contains a table with three rows. The first row is for 'Reason for Entry Limitation'. It states: '① If a doctor diagnoses gambling dependence; ② If the purchase amount of racing tickets significantly affects the applicant and their family'. The second row is for 'Application Method'. It states: 'Please contact the following counter'. The third row is for 'Business Hours'. It states: '10:00~17:00 (Monday~Friday, except holidays and New Year's Day)'.

○ボートレース蒲郡における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施。また、顔認証システム導入についての検討。
- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

○ボートレースとこなめにおける取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施。また、顔認証システム導入についての検討。
- ・入場制限に係る相談窓口対応マニュアルの運用

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

○名古屋競輪場における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施
- ・本人申告または家族申告による入場制限ができる旨を案内窓口やウェブサイト等で周知

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：0件（制度導入以来の累計）

○豊橋競輪場における取組

- ・本人申告または家族申告による入場制限制度の運用及び確実な実施
- ・本人申告または家族申告による入場制限ができる旨を案内窓口やウェブサイト等で周知

〔参考〕本人申告・家族申告による入場制限の実施件数（2025年9月末現在）

- ・本人申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）
- ・家族申告に基づき実施したもの：1件（制度導入以来の累計）

ポスターによる制度案内【ボートレース蒲郡・名古屋競輪場】



○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・自己申告による入店制限及び遊技使用上限設定プログラムと家族申告による入店制限プログラムの運用及び確実な実施
- ・各店舗における自己申告（家族申告）プログラムのデジタルサイネージを用いた啓発
- ・プログラム未導入店舗への訪問によるプログラム導入の要請

〔参考〕自己申告プログラム、家族申告プログラムの実施状況（2025年8月末現在）

- ・プログラム導入店舗数及び組合加盟店舗における導入率

自己申告プログラム：307店舗（100%）

家族申告プログラム：301店舗（98.0%）

- ・申告に基づき実施した店舗数

自己申告プログラム：27店舗

家族申告プログラム：38店舗

リーフレットによる制度案内〔愛知県遊技業協同組合〕

自己申告・家族申告 プログラム

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！

自己申告プログラム



1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間

お客様のご希望により、遊技金額、来店回数、遊技時間の中からお選びください。
遊技金額、来店回数については、その上限設定値を超えた場合、スタッフが次の来店日にお知らせします。
遊技時間については、当日、申込み時間に達したとさ、お知らせします。

▶ 申込書を提出 ▶ 利用上限に到達 ▶ スタッフからお知らせ

入店制限

お客様ご自身に入店をしないことを宣言していただき、もし当店への入店を見失した場合、スタッフが店舗を促すお声かけをするプログラムです。

家族申告プログラム(入店制限)

ご家族からの申込みでお客様(本人)の入店制限をします。
このプログラムでは、申込みにあたりお客様(本人)の「同意書あり」と「同意書なし」の2種類があります。もし当店への入店を見失した場合、スタッフが店舗を促すお声かけをします。

パチスロ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。

のめり込みを抑制したいお客様をサポートします！

自己申告・家族申告 プログラムご利用案内

～安心して楽しくお遊びいただくために～

上手にコントロールして遊びましょう！

◆パチスロ・パチスロを適度に楽しみたいお客様 ◆のめり込みを抑制したいお客様

自己申告プログラム（入店制限）

自己申告プログラムは、お客様ののめり込み回数を指していると思われるお客様をサポートする仕組みです。お客様が1日に使用する上限金額または1ヶ月の来店回数をお申込みいただき、その上限値を超えた場合、翌来店日にスタッフがお知らせします。
また、遊技時間については、ご希望の時間に達したら、お客様にお知らせするプログラムです。

家族申告プログラム（入店制限）

お客様ご自身がパチスロ・パチスロをしないことを宣言する申込書を提出します。
お客様の入店を見失した場合、スタッフが店舗を促すお声かけをします。

適用分野

自己申告プログラム	家族申告プログラム
プログラム項目 1日の遊技金額 1ヶ月の来店回数 1日の遊技時間 入店制限	入店制限 （同意書ありと同意書なし）
告白方法 販売店目に お声かけ	販売店目に お声かけ 予定時間に 商品に電話等 入店見失 にお声かけ
	入店見失 にお声かけ

申込方法

- ①所定の申込書に必要事項を記入
- ②申込書に捺印・提出
- ③本人確認ができるものと申込書をカウンターに

※上記案内と異なる場合は、店員自身が行います。
※申込書には捺印が必要な場合があります。詳細はスタッフにお尋ねください。
パチスロ・パチスロ21世紀会

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、本人・家族申告によるアクセス制限にしっかりと取り組むとともに、認知度向上のため積極的な周知を行います。
 - 県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習において、客がする遊技が過度にわたることがないようにすることは、管理者が積極的に行うべき業務の一つとして指導します。
- 〔警察本部〕
- ギャンブル等依存症に関する相談窓口において、相談者の状況に応じてアクセス制限制度等を周知します。
- 〔保健医療局・名古屋市〕

(2) 20歳未満の者による投票券購入の禁止等

＜現状及び課題＞

- 公営競技について、20歳未満の者は投票券購入が禁止されていることから、第2期県計画に示したとおり、県内公営競技施行者は、警備員等による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、投票券購入禁止に係る取組を着実に実施しています。
引き続き、20歳未満の者の投票券購入禁止を徹底する必要があります。
- ぱちんこについて、18歳未満の者は利用が禁止されていることから、第2期県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者は従業員による声かけや年齢確認、場内放送による注意喚起等により、利用禁止に係る取組を着実に実施しています。
引き続き、18歳未満の者の利用禁止を徹底する必要があります。
- なお、本県警察本部においては、風営適正化法に基づく管理者講習等により、18歳未満の者の立ち入り禁止を指導しています。
- 県内関係事業者における20歳未満の者による投票券購入の禁止等に関する取組状況は次のとおりです。

○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・20歳未満と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「地方競馬における20歳未満による勝馬投票券購入等防止対策指針」等による警備員等に対する教育、指導の徹底。
- ・「20歳未満による勝馬投票券購入防止マニュアル」に基づき、20歳未満の者の勝馬投票券購入禁止を場内に周知のうえ、勝馬投票券購入防止のため警備体制を強化
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等をレース開催告知ポスター等に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー掲示、場内モニターで放映等

○JRA 中京競馬場における取組

- ・20歳未満の者と思われる者に対しての警備員等による声かけ及び年齢確認の実施
- ・「競馬場・ワインズにおける未成年への対応要領」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）に基づき、警備員等に対する教育・指導を徹底
- ・注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」等を、レース開催告知ポスター（日本中央競馬会（JRA本部作成）に掲載、勝馬投票券発売機等にステッカー（日本中央競馬会（JRA）本部作成）掲示、競馬場イベント告知チラシ（中京競馬場作成）に掲載、場内モニターで放映等

○ボートレース蒲郡における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

○ボートレースとこなめにおける取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・警備計画書等により20歳未満の者による舟券購入防止確認を徹底
- ・出走表に20歳未満の者による舟券購入禁止の注意喚起の表示と、場内映像のテロップ及び場内放送による注意喚起の実施
- ・20歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターの競走場及び場外発売場における掲示

○名古屋競輪場における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施
- ・20歳未満の者による車券購入禁止のため、ポスターの掲示や場内放送を活用した注意喚起を実施

○豊橋競輪場における取組

- ・20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ、年齢確認の実施
- ・車券購入行為が見られない場合における、20歳未満の者と思われる者に対する積極的な注意喚起の声かけ及び年齢確認の実施
- ・20歳未満の者による車券購入禁止のため、ポスターの掲示や場内放送を活用した注意喚起を実施

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・従業員の巡回、防犯カメラの設置等により、18歳未満の者と思われる者を把握した場合の年齢確認の実施
- ・ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組の実施

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、競技場内及び営業所内の警備員等の声かけや年齢確認、巡回強化等を行い、20歳未満の者による投票券購入の禁止等の強化に取り組みます。
- 県内ぱちんこ営業者に対し、許可証交付時や管理者講習時に、18歳未満の者の立ち入り禁止に関して指導のうえ、立入り等の機会を活用し、適切な運用を確認します。

〔警察本部〕

(3) 営業所内における ATM の撤去に関する取組等

＜現状及び課題＞

- ATM について、第 2 期県計画に示したとおり、県内公営競技場及び場外勝馬投票券等売り場に設置はありません。
ただし、県内ぱちんこ営業所内には設置されている場合があるため、ATM が設置されている営業所は、順次撤去が進められています。
引き続き、ATM の順次撤去を推進する必要があります。
- 県内ぱちんこ営業者における ATM の設置状況は次のとおりです。

○愛知県遊技業協同組合における設置状況(2025 年 3 月末現在)

- ・ぱちんこ営業所における ATM 設置数：43 台 (43 店舗)

＜今後の取組＞

- ATM が設置されているぱちんこ営業所においては、契約期間満了時に契約を更新しないこと等により、順次撤去を行えるか検討し、その結果に基づき撤去を開始します。

II 進行・再発予防及び回復支援

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行・再発予防には、早期発見・早期介入が重要であるため、ギャンブル等依存症問題に関する様々な機関においてギャンブル等依存症である者及びその家族に対する相談支援の体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができる体制づくりを進めます。
- ギャンブル等依存症である者が、適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を行います。
- ギャンブル等依存症である者及びその家族が互いに支えあい、ミーティングや相談を行う自助グループ等の民間団体による活動等について、支援及び連携を進めます。
- ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰のため、支援関係者へギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する知識を周知し、ギャンブル等依存症問題に対する適切な支援を図ります。

1 相談支援

(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援

＜現状及び課題＞

- 本県及び名古屋市においては、それぞれ愛知県精神保健福祉センター（以下、「県精神保健福祉センター」という。）及び名古屋市精神保健福祉センターこらぼ（以下「こらぼ」という。）をギャンブル等依存症相談拠点とし、依存症相談員の配置、専門相談窓口の開設、さらに市町村、保健所、相談支援事業所及び医療機関等職員を対象としたギャンブル等依存症の関連研修等を実施しています。
- また、ギャンブル等依存症である者を対象に、県精神保健福祉センターにおいては、あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム「ART-G」（詳細はP38参照）を、こらぼにおいては、なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム「NAT-G」（詳細はP39）を実施しています。
- なお、県精神保健福祉センターによる「ART-G」について、2021年度から愛知県司法書士会との連携協力のもと、多重債務や消費生活に係る「暮らし相談」とともに実施することで、生活の維持・再建支援にも取り組んでいます。
- このほか、本県、名古屋市及び中核市の保健所等において、精神保健福祉に関する相談窓口の開設により、ギャンブル等依存症に関する問合せや相談を受け付けています。

- 第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症相談拠点である県精神保健福祉センター、ここらぼそして保健所等により、相談支援及び回復支援を着実に実施のうえ、関係団体との連携協力に基づく治療と生活支援の複合的な取組を展開しています。
- また、2025年基本計画では、電話に加え、多様な手段による相談窓口の設置について検討する必要性が示されています。
- それらを踏まえ、引き続き、相談拠点を要として、相談支援と回復支援の一層の充実に取り組む必要があります。

＜今後の取組＞

- 県精神保健福祉センター及びここらぼをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、専門相談窓口等をウェブサイト等により広く県民に周知します。また、より多くの方が利用できるよう、SNS等多様な手段による相談窓口の設置について検討します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 県精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「ART-G」と「暮らし相談」を複合的に実施します。
〔保健医療局〕
- ここらぼにおいて、ギャンブル等依存症の回復支援として、「NAT-G」を実施します。
〔名古屋市健康福祉局〕
- また、県精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修、ここらぼにおいてギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所職員等のギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。
〔保健医療局〕

◇ギャンブル等依存症回復支援プログラムについて

【愛知県精神保健福祉センター実施プログラム】

○名称

ART-G (あーとじー)

Aichi addiction Recovery Training program for Gambling disorder)
(あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム)

○対象者

- ・愛知県（名古屋市を除く）にお住いの方
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき2時間）

令和7年度 愛知県ギャンブル等依存症回復支援事業

<ART-G(あーとじー)>

あいちギャンブル障害回復トレーニングプログラム
Aichi addiction Recovery Training for Gambling Disorder

～ギャンブル等の楽しみ方を改めたい あなたのために～

ギャンブル等（パチンコ・スロット、競馬、競艇、カジノ、FX、投資等）に関わる問題で困っていませんか。どうすればよいか一緒に考えませんか。お気軽にご連絡ください。

誘惑に負けた
しまいそう
ちょっとくらい
やったって、
大丈夫かな…

やめづけるためには、
どんな生活をすると
いいのかなあ…
今はやめているけれど、
またやりたくなるかも
しない…

日時：原則、毎月第2火曜日・第4月曜日 午後1時30分から3時30分まで

※ 第2火曜日あるいは第4月曜日のいずれかの日程で月1回参加できます。グループは固定です。

※ 第2火曜日・第4月曜日が祝休日に当たる場合には日程を変更します。11月、2月はご注意ください。

場所：愛知県精神保健福祉センター（名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎8F）

対象：名古屋市を除く愛知県内にお住まいの方

（名古屋市にお住まいの方を対象としたプログラムを、名古屋市精神保健福祉センターで実施しています。）

内容：ギャンブル等の楽しみ方を改めるために必要なことをグループで学び合います。

【お申し込み・お問い合わせ】愛知県精神保健福祉センター（052-962-5377）

ご家族の皆さんへ
ご家族の相談にも応じています（面接は要予約）
カジノ相談電話をご利用ください。
<ギャンブル等依存症の電話相談 052-951-1722>
*名古屋市にお住まいのご家族は、名古屋市精神保健福祉センターでご相談ください

【名古屋市精神保健福祉センター（ここらぼ）実施プログラム】

○名称

NAT-G（なっとじー）

Nagoya Addiction recovery Training program for Gambling disorder
(なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム)

○対象者

- ・名古屋市内にお住いの方（在勤・在学含む）
- ・ギャンブル等の楽しみ方を改めたい（やめたい）と考える方
- ・事前面接の結果、本プログラムを受けることが適当と認められた方

○プログラム

全6回のプログラム（月1回、1回につき2時間程度）

令和7年度 NAT-G のご案内

NAT-Gとは、Nagoya Addiction recovery Training for Gambling disorder (なごやギャンブル障害回復トレーニングプログラム)のアルファベットの頭文字をとったものです。

通称「ナットジー」と呼ばれ、ギャンブル依存症からの回復プログラムです。

これは、アメリカで開発された薬物の再使用防止プログラムを基に、ギャンブル依存のプログラムとして改変された認知行動療法です。

このプログラムは島根県で研究開発され、ギャンブル依存症に対して有効なものであるとして、全国に広まっています。名古屋市では SAT-G(しまねギャンブル障害回復トレーニングプログラム)を基に名古屋での実施プログラムとしてNAT-Gと変更したものです。

令和7年度実施予定 毎月第3火曜日（8月のみ第2火曜日）

開催時間：14:00～16:00

	前期	後期	テーマ
1	4月15日	10月21日	あなたのギャンブルについて整理してみましょう
2	5月20日	11月18日	引き金から再開にいたる道すじと対処
3	6月17日	12月16日	再開を防ぐために
4	7月15日	1月20日	私の道しるべ
5	8月12日	2月17日	回復への道のり
6	9月16日	3月17日	アンコールセッション

※プログラムを始める前に、面接を実施します。まずはお電話でお問い合わせください。

参加費無料



参加対象

- ・名古屋市内にお住まいの方。（在勤・在学含む）
- ・自身のギャンブル等との付き合い方を改めたいと願う方



申込・問合せ先

名古屋市精神保健福祉センター 依存症相談窓口
電話 052-483-3022 FAX 052-483-2029
問い合わせ時間 8時45分～17時15分

（2）福祉関連従事者における適切な支援

＜現状及び課題＞

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識を向上させることにより、円滑な社会復帰に向けて、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる必要があります。
- 本県では、第2期県計画に示したとおり、女性相談支援センターの女性相談支援員、児童相談所職員等の福祉関連従事者において、以下のとおり、所定のガイドライン等に基づき対応と支援が実施されているほか、様々な課題に応じた研修機会などの活用により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知が図られています。
- 女性相談支援センター（駐在室を含む）の女性相談支援員や市町村の女性相談担当は、依存症などの問題を掲げる者に対する適切な対応方法について記載された「女性相談支援員相談・支援指針」（2024年4月1日一部改訂）を活用し、ギャンブル等依存症について適切な対応を行っています。
- 本県及び名古屋市の児童相談所職員は、依存症などの問題を抱える保護者に対する児童相談所等における具体的な対応方法等について盛り込まれている「子ども虐待対応の手引き」（2024年4月22日一部改訂）に基づき、ギャンブル等依存症を含む依存症などの問題を抱える保護者に対し、適切な対応を行っています。
- 発達障害者支援センター職員は、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合には相談に応じ、適切な相談機関や支援機関を案内しています。
- また、障害福祉サービス等に従事している者等に対しては、ギャンブル等依存症を含む精神障害について、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修などを実施しています。
引き続き、福祉関連従事者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

＜今後の取組＞

- 福祉関連従事者は、相談等支援に当たって、ギャンブル等依存症問題が関係する場合には、ガイドラインや手引き等に基づき、様々な支援に関する案内に加え、治療機関や相談支援機関との連携を図る等、適切に対応します。

〔福祉局〕

- 本県においては、精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。

〔福祉局〕

（3）多重債務相談及び消費生活相談における的確な対応

＜現状及び課題＞

- 消費者庁及び金融庁においては、消費生活相談窓口及び地方公共団体等に設置されている多重債務相談窓口に対し、「ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（以下「対応マニュアル」という。）を周知し、現場での相談対応の円滑化及びギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制を構築しています。
- 本県においては、第2期県計画で示したとおり、愛知県消費生活総合センターの多重債務相談及び消費生活相談で、対応マニュアル等を参考としつつ、適切に相談に応じること、こうした相談に応じる消費生活相談員等に相談事例等の研修を行うこと及び愛知県多重債務者対策協議会を活用し連携体制の構築を図ることについて、着実に実施しました。
引き続き、多重債務相談及び消費生活相談の的確かつ円滑な対応を確保する必要があります。

＜今後の取組＞

- 愛知県消費生活総合センターにおいて、多重債務相談等を行うとともに、ギャンブル等依存症の関係が疑われる場合については、対応マニュアル等に基づき、適切な専門機関の紹介に努めます。
〔県民文化局〕
- 研修会などの機会を活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関等に関する情報の提供に努めます。
〔県民文化局〕
- 愛知県多重債務者対策協議会にギャンブル等依存症対策担当課が参画し、ギャンブル等依存症を背景とした多重債務問題について、関係者が連携して取り組みます。
〔県民文化局〕

（4）生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上

＜現状及び課題＞

- 2013 年の生活保護法改正においては、生活保護受給者が適切に家計の管理を行うようにするため、自ら生計の状況を適切に把握する責務が規定され、保護の実施機関は、必要に応じて、助言・指導等を行うこととされました。
- 保護の実施機関を担う生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する研修については、特に 2 つが挙げられます。
一つは、厚生労働省による生活保護担当ケースワーカー全国研修会、もう一つは、本県による初任者ケースワーカー等を対象とした生活保護関係職員研修です。いずれもギャンブル等依存症に関する知識の向上とその対応策の周知を含む内容です。
- 本県においては、第 2 期県計画に示したとおり、生活保護担当ケースワーカーについて、全国研修会や本県生活保護関係職員研修などにより、ギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図っています。
引き続き、両研修などの活用により、生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症に関する知識等の修得を図る必要があります。

＜今後の取組＞

- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。
〔福祉局〕

（5）関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組

＜現状及び課題＞

- 公営競技では、ギャンブル等依存症の相談窓口として、全国公営競技施行者連絡協議会により、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」が設置され、全国モーター・ボート競走施行者協議会により、「ギャンブル依存症予防回復支援センター」が設置されています。
- 県内公営競技施行者は、第2期県計画に示したとおり、ポスター、リーフレット及びウェブサイト等の様々な媒体を通じて、これらの相談窓口の周知を図っていますが、引き続き、十分な周知を図る必要があります。
- ぱちんこでは、ギャンブル等依存症の相談窓口として、パチンコ・パチスロ産業21世紀会の支援により、リカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）が設置されています。また、ぱちんこ営業所には、ぱちんこ依存症防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置が進めています。
- 県内ぱちんこ営業者は、第2期県計画に示したとおり、ポスターやリーフレット等の様々な媒体を通じて、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の周知を図っていますが、引き続き、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置を進めつつ、十分な周知を図る必要があります。
- なお、本県警察本部においては、県内ぱちんこ営業者に対し、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存症防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組も重要な施策の一つとして指導しています。
- 県内関係事業者における相談支援や治療につなぐための取組は次のとおりです。

○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競馬場及び場外勝馬投票券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・相談窓口である愛知県競馬組合総務広報課総務係について、出走馬一覧表に電話番号を掲載

○JRA 中京競馬場における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口等を掲載した啓発リーフレット「競馬をお楽しみいただくに際して～ギャンブル障害について～」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場の来場者に配布
- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口を掲載したポスター（日本中央競馬会（JRA）本部作成）を競馬場内に掲示
- ・啓発週間において、場内モニターで啓発週間の告知とともに、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」を紹介

出走表による相談窓口の案内〔愛知県競馬組合〕

馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び

相談窓口 0570-007-221(ナビダイヤル) 愛知県競馬組合 総務広報課 総務係
10:00～17:00(月曜日～金曜日 但し、祝休日、年末年始を除く)

○ポートレース蒲郡における取組

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

○ポートレースとこなめにおける取組

- ・「ギャンブル依存症予防回復支援センター」等の相談窓口について、競走場及び場外舟券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・ギャンブル等依存症担当者の配置及び依存症相談窓口運用マニュアルの整備による相談等への対応

場内での相談窓口の案内〔ポートレース蒲郡〕



○名古屋競輪場における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

○豊橋競輪場における取組

- ・「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談窓口について、競走場及び場外車券売場でポスター、リーフレット及びウェブサイト等により周知
- ・競輪場における相談窓口の設置

場内での相談窓口の案内〔名古屋競輪場〕



○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこ依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による「『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き（Q&A）」等を活用した相談等への対応と RSN をはじめとした相談支援機関等を紹介
- ・「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」について、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知

〔参考〕安心パチンコ・パチスロアドバイザーの養成数（2025年9月末現在）

- ・養成研修受講者数（累計）：2,445名

ポスターによる相談窓口の案内〔愛知県遊技業協同組合〕



＜今後の取組＞

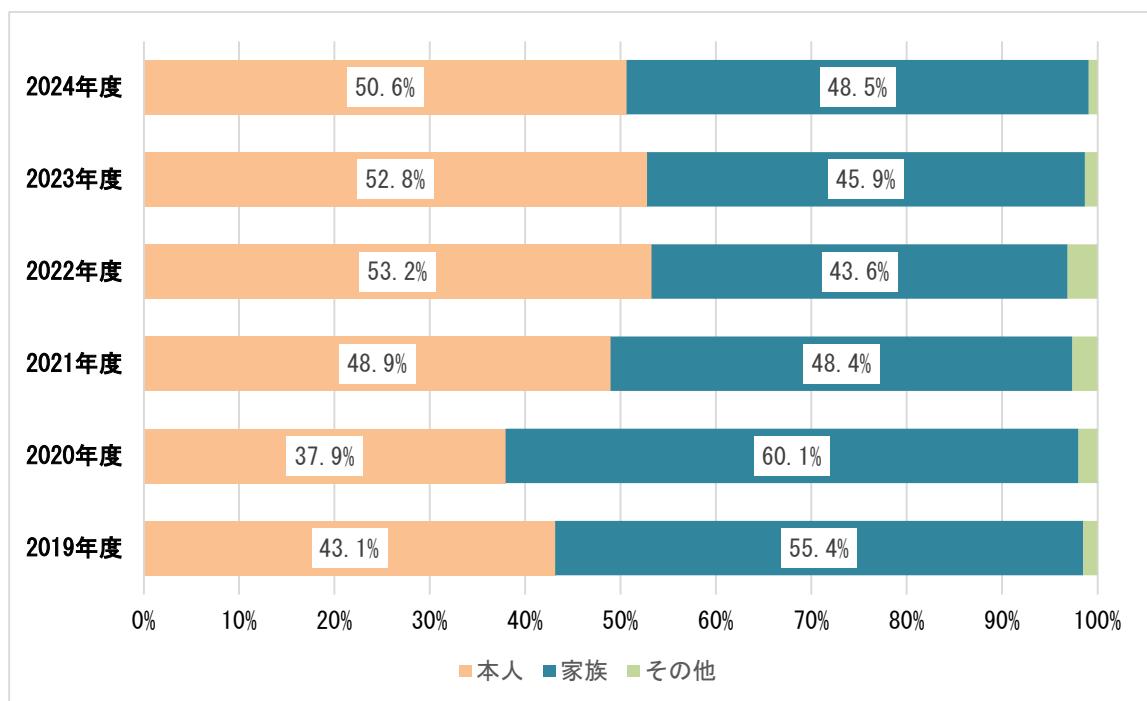
- 県内関係事業者は、公営競技場及びぱちんこ営業所等において、相談対応や相談窓口の周知を行います。
- 愛知県遊技業協同組合は、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」について、配置を推進しつつ、ポスター掲示やリーフレット配布等により、客やその家族等に周知を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく管理者講習等により、客に対する情報の提供として、依存防止に関する相談窓口等の店内掲示や広告掲載等の取組の重要性を指導します。

〔警察本部〕

2 家族への支援

＜現状及び課題＞

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために借金を重ねる場合も多く、ギャンブル等依存症である者のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることができます。
- また、ギャンブル等依存症は「否認の病」と言われることもあり、ギャンブル等依存症である者が自ら相談窓口や医療機関につながることが難しく、家族等の周囲からの働きかけが重要であると言われています。
- 県精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症に関する相談を実施していますが、家族からの相談件数は、全体の半分程となっていることから、ギャンブル等依存症である者だけでなく、その家族への支援も重要であると言えます。



- また、県内関係機関調査では、ギャンブル等依存症対策推進に当たっての課題として、「本人の受診や相談が少ないこと」が挙げられており、「家族が相談できる場や学べる研修等の実施」の必要性が指摘されています。
- こうした課題を踏まえて、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症である者の家族への支援として、主に以下の取組を着実に実施しました。
 - ・ 県内関係事業者における家族申告によるアクセス制限の運用と周知
 - ・ 県精神保健福祉センター、こころらぼ及び保健所における家族相談の実施
 - ・ 県精神保健福祉センター及びこころらぼによる家族が依存症を学ぶための講演会や家族教室の実施
 - ・ 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議において県内関係事業者と相談支援機関との円滑な連携を調整

このほか、自助グループを始めとした民間団体による家族相談や講演会等のイベントも展開されています。

- 引き続き、家族にギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解の浸透を図りつつ、適切な支援窓口に円滑につなぐため、家族への支援について、一層の充実を図る必要があります。

＜今後の取組＞

- 県内関係事業者において、家族申告によるアクセス制限及び「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の家族も活用できる相談支援などの周知を図ります。
- 県精神保健福祉センター及びここらぼにおいて、ギャンブル等依存症である者の家族を対象とした講演会等を実施し、家族相談の機会の充実を図ることにより、適切な支援窓口への円滑な案内に取り組みます。

〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕

- 消費者庁が示している消費者向けの啓発用資料等について、愛知県消費生活総合センターの消費生活情報コーナーに配架するとともに、市町村の消費生活センター等に対して、その活用の働きかけなどに努めます。

〔県民文化局〕

- 県精神保健福祉センターによるギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議において、関係事業者と相談支援機関等との円滑な連携体制の構築を図ることで、家族申告によるアクセス制限を申請した家族等に対し、必要に応じて相談窓口や治療機関につなぐ仕組づくりに取り組みます。

〔保健医療局〕

3 医療提供体制の整備

＜現状及び課題＞

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関や専門医の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分ではありません。
- 都道府県・政令指定都市については、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成29年6月13日付け障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関を選定し、医療提供体制の整備を進めることとされています。
- 第2期県計画期間中において、県は、2023年4月に刈谷病院及び藤田医科大学病院を依存症専門医療機関として、2025年4月に刈谷病院を依存症治療拠点機関として選定しました。また、名古屋市は、2025年9月に一つ山クリニックを専門医療機関として選定しました。

表2 県内の依存症専門医療機関等の選定状況

	依存症専門医療機関	依存症治療拠点機関
	国や県が行う依存症に関する研修を修了した医師等を配置し、専門的な医療を提供する医療機関	専門医療機関のうち、医療機関を対象とした研修等を行う地域の治療拠点となる医療機関
2018	西山クリニック（名古屋市）	
2019		
2020	西山クリニック（名古屋市）	
2021	堀クリニック（刈谷市）	
2022		西山クリニック（名古屋市）
2023	刈谷病院（刈谷市） 西山クリニック（名古屋市）	
2024	藤田医科大学病院（豊明市） 堀クリニック（刈谷市）	
2025	刈谷病院（刈谷市） 西山クリニック（名古屋市） 一つ山クリニック（名古屋市） 藤田医科大学病院（豊明市） 堀クリニック（刈谷市）	刈谷病院（刈谷市） 西山クリニック（名古屋市）

※太字は第2期県計画期間（2023～2025年度）に新たに選定したもの

- 県及び名古屋市は、依存症治療拠点機関においてギャンブル等依存症医療研修を実施し、医療従事者がギャンブル等依存症の知識と対応について学ぶ機会を設け、人材養成を図っています。なお、同研修を修了した医師等の配置は、依存症専門医療機関の選定要件の一つとなっています。
- また、県は、依存症に関する診療体制の充実・強化を図るため、2025年10月に、多様な依存症に対応できる医師を養成する「依存症医学寄附講座」を藤田医科大学に設置しました。

- このほか、愛知県地域保健医療計画において、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化をすることとしており、ギャンブル等依存症を含む各精神疾患について対応できる医療機関を調査し明らかにしています。
- 引き続き、ギャンブル等依存症の方が地域で適切な医療を受けられるようするため、依存症専門医療機関等の拡充を図り、地域における依存症の医療提供体制の整備に努める必要があります。

＜今後の取組＞

- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした依存症医療研修を実施し、医療従事者の人材養成及び依存症専門医療機関等の拡充に努めます。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした専門相談事業を実施し、医療従事者等の資質向上に努めます。
〔保健医療局〕
- 藤田医科大学に、依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。
〔保健医療局〕
- 藤田医科大学において、専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。
〔保健医療局〕
- 依存症治療拠点機関において、外来や入院医療を行うとともに、患者を地域の支援団体へつなぐなど、支援団体と連携した受診後の支援を実施します。
〔保健医療局〕
- 愛知県地域保健医療計画に基づく、多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化に関する取組として、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関を調査し、結果についてウェブサイト等により公表します。
〔保健医療局〕

◇依存症医療研修の開催状況

【愛知県【委託先：刈谷病院（ギャンブル等依存症治療拠点機関）】】

日付	日付	方法	内容
1日目	2025年8月31日	オンライン	・ギャンブル等依存症概論 ・ギャンブルによる借金問題について等
2日目	2025年9月15日	対面 (刈谷病院)	・ギャンブル依存症回復プログラムの実際 ・依存症患者への動機づけ面談の実際等

【愛知県委託事業】

令和7年度愛知県依存症医療研修（ギャンブル等依存症）

日ごろの診療においてギャンブル問題のある患者さんの対応でお困りなことはありませんか？
本研修は依存症をはじめとするギャンブル問題に対し、知識を深め適切な治療・対応が行える人材育成を目的に年一回開催しています。
ともに学び情報を共有する機会として、ぜひご参加ください。

※本研修は、愛知県依存症専門医療機関選定基準における申請医療機関の医療従事者が受講すべき所定の研修の一つです。
※2日間全日程を受講された方には修了証書を発行します。

開催日 8月31日（日）9：15～16：30（オンライン）
(9：00より受付開始)

参加費 無料

9月15日（月）9：30～16：40（対面形式）
(9：15より受付開始)

会場 9月15日（月）：医療法人成精会 刈谷病院 大会議室
(刈谷市神田町2丁目30番地)

対象者 愛知県内の精神科医療機関の医療従事者
(医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等)
※原別として名古屋市を除く。

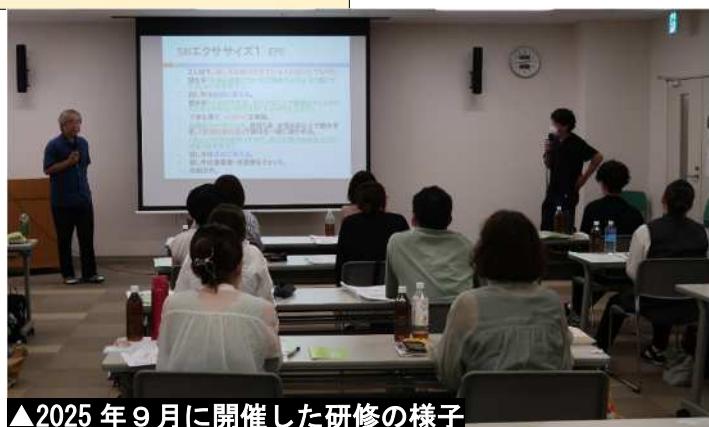
受講定員 50名（先着順）※2日間受講できる方を優先

研修日程 別紙研修日程をご参照ください

申込み 令和7年8月11日（月）〆切 ※定員になり次第締め切ります
<申込方法>※事前申込みが必要です
申込受付はインターネットのみで行います
裏面の受講申込URLまたはQRコードよりお申込みください

問合せ先 医療法人成精会 刈谷病院内 刈谷アディクションセンター 家城
〒448-0851 愛知県刈谷市神田町2丁目30番地
メールアドレス a-center@karuya-hp.or.jp
電話番号 (0566)21-2500 (直通) FAX (0566)21-3536

新型コロナウイルス等感染症の動向、または台風等の理由で公共交通機関に影響が出ると判断された場合、開催方法がオンラインに変更になる可能性があります。詳しくは専用サイトのお知らせをご覧ください。
愛知県依存症治療拠点機関開設発サイト <https://addiction-aichi.jp> (左記URLまたはQRコードよりご覧ください)



▲2025年9月に開催した研修の様子

【名古屋市【委託先：西山クリニック（ギャンブル等依存症治療拠点機関）】】

日	に	ち	方	法	内	容
1日目	2025年 1月19日		対面 (西山クリニック)		・ギャンブル依存症への理解と支援 ・弁護士が借金問題に関わるとき等	
2日目	2025年 2月16日		対面 (西山クリニック)		・GAについて（モデルミーティング） ・グループディスカッション等	

（名古屋市委託事業）

参加費
無料

名古屋市依存症支援者研修会（ギャンブル依存症）
ギャンブル依存症の理解と支援

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な治療と支援により回復が可能な病気です。しかし、依存症者は様々な理由から、必要な治療を充分に受けられないと同時に、関わる医療従事者も日々大変な状況で援助にあたっています。今回は、ギャンブル依存症の研修会を開催したいと思います。全国でも先駆的な取り組みをしている方々をお呼びして、盛りだくさんの内容にしておりますので、みなさんお説明あわせの上、ぜひご参加下さい。

日 程

令和7年 1月19日（日曜）
10:00～17:00（開場9:30）
令和7年 2月16日（日曜）
10:00～15:50（開場9:30）

会 場

西山クリニック

2F デイケア

（名古屋市名東区上社1-704）

ご不明な点はお問い合わせください。



定員 40名

○定員になり次第締め切ります。定員を超えた場合お断りの連絡をさせて頂きます。

対象

○病院・診療所・訪問看護ステーションの医療従事者

医療従事者とは、医師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、作業療法士、心理技術者（公認心理師、臨床心理士）、薬剤師、理学療法士、管理栄養士、言語聴覚士

○相談支援事業所等の精神保健福祉士、社会福祉士

※上記対象者は名古屋市から依存症専門医療機関に係る研修に参加した修了証が発行されます。

○名古屋市在勤の方を対象とした研修会です。

参加費

無料

申込み方法

（申込締切日：令和7年 1月10日 金曜）

QRコードまたはメールにてお申込みください。

（Email:nishiyamacl.kyoten@gmail.com）

記載事項：氏名（フリガナ）、生年月日、所属、職種、経験年数、修了証送り先住所、電話番号



※申込みを受付後、メールにて返信させて頂きます。

1週間過ぎても返信がない場合はお問い合わせ下さい。

※研修は2日間開催します。

当日の問い合わせ先：052-776-2300

4 民間団体の活動に対する支援

＜現状及び課題＞

- ギャンブル等依存症の自助グループとしては、ギャンブル等依存症である者本人の集まりであるギャンブラーーズ・アノニマス（以下「GA」という。）やギャンブル等依存症である者の家族等の集まりであるギャマノン、ガーファ等があり、「言いつ放し、聞きつ放し」を原則として、自分の考えや悩み等を述べ、経験を共有するミーティングを県内で開催しています。
- ギャンブル等依存症から回復することは、本人や家族一人だけでは難しいため、同じ目的を持った仲間と一緒に回復に取り組むことができるよう、自助グループにつながることが必要であるとされています。

表3 県内の本人や家族を対象としたグループ

団体名	主な活動内容
GA (ギャンブラーーズ・アノニマス)	・ギャンブルをやめたいという願う人のための自助グループ。全国でミーティングを実施。
GAM-ANON (ギャマノン) G A F A (ガーファ)	・ギャンブルに問題を持つ人の家族や友人のための自助グループ。全国でミーティングを実施。
公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（当事者支援部）	・ギャンブル依存症から回復し続けている当事者で構成され、オンラインミーティングや全国で当事者相談会を開催し、借金問題などの困りごとを解決するピアサポートを実施。
一般社団法人ギャンブル依存症家族の会愛知	・ギャンブル依存症の家族の集まり。愛知県内でセミナーや家族相談会を開催し、困りごとを解決するピアサポートを実施。

- また、そのほかに、ギャンブル等依存症に関するセミナーや相談支援等を行う民間団体も県内で活動しています。
- 本県及び名古屋市においては、2018年度より自助グループを含む民間団体による以下の活動について、その活動の一部を助成する支援を行っています。
 - ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
 - ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
 - ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
 - ④ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援
- また、ここらぼにおいては、民間団体等の活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を目的とした「アディクション・セッション」を実施しています。
- 本県及び名古屋市においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症の回復等に重要な役割を担う地域の貴重な社会資源である民間団体について、活動の周知や助成に加え、啓発事業の連携等に着実に取り組んでいます。

- 引き続き、民間団体について、様々な機会を活用し、意見を十分に聴取しつつ、活動の支援と連携の強化を図る必要があります。

＜今後の取組＞

- 民間団体について、様々な機会を活用し意見を十分に聴取しつつ、回復支援活動等の周知や啓発事業を始めとした幅広い連携を図ります。
〔保健医療局〕
- 民間団体の活動に対し、その活動の一部を助成する支援を行うとともに、県民が民間団体を必要に応じて活用できるよう、ウェブサイト等による積極的な周知を図ります。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- ここらばにおいて、「アディクション・セッション」を実施し、民間団体の活動内容に関する発表機会の提供と普及啓発を図ります。
〔名古屋市健康福祉局〕

◆ギャンブル依存症家族の会愛知の取組

・名称

一般社団法人 ギャンブル依存症家族の会愛知

・設立

2022年1月（2025年7月法人化）

・主な活動場所

名古屋市、刈谷市など愛知県全域

・主な活動内容

愛知県内にて毎月「家族の会」を開催（尾張地区及び三河地区）。

家族や当事者の体験談をはじめ、ギャンブル依存症に関する基礎知識や、回復施設、医療・行政機関、自助グループなどの連携先の情報提供などを行います。

毎回困りごとを相談する時間を設けており、全国の事例・経験をもとに一人一人に合ったオーダーメイドの解決策と一緒に考えて提供しています。

※同時間・別室会場で「当事者会」も実施、「預かり保育」もあります。

・問い合わせ先

電話 070-8493-6525（松本）

メール gdfam.aichi@gmail.com

URL <https://gdfam.org/group/aichi/>

※「家族の会」の開催日時・場所等はウェブページでご確認下さい。



5 社会復帰支援

(1) 就労支援関係者のギャンブル等依存症問題の知識の向上

＜現状及び課題＞

- ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能である一方、ギャンブル等依存症である者等が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があること、医療機関や相談支援体制が十分でないこと及び治療や支援に関する情報が得られにくいこともあるなどの理由により、ギャンブル等依存症である者等が適切な治療及び支援につながり難い場合があります。
- そのため、円滑な社会復帰に向けて、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、潜在的にギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある就労支援関係者が知識を習得することにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見し、適切な支援につなげる必要があります。
- 求職者については、ギャンブル等依存症であっても、本人の自覚がなく医療機関等で診断・治療を受けていない場合があるため、求職者に対して、ギャンブル等依存症に関する周知・広報を行う必要があります。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援関係者に対して、様々な研修の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の周知を図っています。
引き続き、就労支援関係者について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

＜今後の取組＞

- 県精神保健福祉センターによる研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。
〔労働局〕
- ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口において、ギャンブル等依存症問題に関するリーフレット等を活用し、ギャンブル等依存症により悩んでいる求職者等に対しギャンブル等依存症問題や相談支援機関・治療機関に関する情報を伝え、適切な支援につなげられるよう努めます。
〔労働局〕

(2) ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

＜現状及び課題＞

- 生活困窮者については、ギャンブル等依存症問題も含め、複合的な課題を抱える場合があるため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく自立相談支援事業を中心に、就労、家計等に関する包括的な支援のほか、他の専門機関と連携して、相談者の状態に応じたきめ細かな支援が行われています。
- そのため、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員が、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し、その特性を踏まえた適切な支援を行えるよう、ギャンブル等依存症問題に関する知識等を修得することが必要です。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員に対して、関連研修の機会の活用等により、適切にギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図っています。
引き続き、生活困窮者支援に従事する支援員について、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図る必要があります。

＜今後の取組＞

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援に従事する支援員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。

〔福祉局〕

III 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- 複雑かつ深刻化する依存症の問題に適切に対応するため、依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策を推進するほか、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現並びに関係事業者における体制整備により依存症対策の基盤整備を図ります。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、地域の実情に応じた施策を講じ、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究等を実施します。
- ギャンブル等依存症対策を効果的に推進するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保及び養成を図ります。

1 依存症対策の体制整備

(1) 依存症対策センターを核にした総合的な依存症対策の推進

<現状及び課題>

- ギャンブル等依存症については、若年者からの相談件数の増加や、社会問題化する違法オンラインカジノの影響など、取り巻く状況は複雑かつ深刻化しています。
- ギャンブル等依存症を含む依存症の問題への対策に当たっては、依存症に対する理解を深め、適切な支援につなげていくための普及啓発や相談支援のさらなる充実と医療的な側面からの支援の強化といった総合的な依存症対策を推進することが必要です。

<今後の取組>

- 本県では、依存症の問題に適切に対応するため、独自の取組として、人材養成・研究を主とする「藤田医科大学」と治療・情報発信を主とする「刈谷病院」を新たに「愛知県依存症対策センター」に位置づけ、依存症対策センターを核に県内の専門医療機関や地域の支援機関・団体と連携して、総合的な依存症対策を推進します。

◇愛知県依存症対策センターについて

1 名称

愛知県依存症対策センター

※藤田医科大学及び刈谷病院それぞれを依存症対策センターに位置づけ

2 開設時期

2026年4月（予定）

3 取組内容

○藤田医科大学病院 [人材養成・研究]

- ・依存症に対応できる医師の養成のための寄附講座
- ・依存症専門医療機関等を対象とした研修や連携会議
- ・依存症対策を効果的に進めていくための調査研究

○刈谷病院 [治療・情報発信]

- ・地域の支援団体と連携した受診後の支援
- ・精神科医療機関対象の依存症専門医療機関になるための研修や専門相談
- ・依存症に関するポータルサイトの開設

※詳しくは「依存症対策の充実・強化に向けた取組」(14ページ)もご覧ください。

(2) 包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現

＜現状及び課題＞

- 都道府県・政令指定都市については、「依存症対策地域支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催することとされています。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市との協働により、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）を開催し、当事者団体及び家族団体、ギャンブル等依存症支援関係団体、保健医療福祉関係機関、関係事業者及び多重債務問題関係団体等を構成員として、顔の見える関係づくりを行い、関係機関の包括的な連携協力体制の着実な構築を図っています。
- 一方、県内関係機関調査では、関係機関同士の顔の見える関係づくりの重要性に加え、各機関の取組についての情報交換や連携に必要な情報の明確化の必要が指摘されました。また、同調査では、ギャンブル等依存症対策推進に当たっての課題として、「背景に複合的な問題があること」が指摘されており、その解決に当たっては関係機関による包括的な連携協力体制が求められています。
- また、2025年基本計画では、若年者への普及啓発の観点から教育委員会との連携、また多重債務問題等の観点から司法書士等との連携強化の必要性が示されています。
- それらを踏まえ、引き続き関係機関連絡会議等により、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現に向けた取組を進める必要があります。

＜今後の取組＞

- 県精神保健福祉センターにおいて、名古屋市と協働のうえ、教育委員会や司法書士会等が参画する関係機関連絡会議を実施し、ギャンブル等依存症問題について、関係機関が相互理解を深め、包括的な連携協力体制の構築及び支援の実現をめざし、以下の取組を推進します。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
 - ① ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター等の各種相談窓口において早期に発見し、県精神保健福祉センター・ここらぼ・保健所等の相談支援機関、専門医療機関等へと早期につなげられるようにする。
 - ② ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪などの問題に密接に関連することを踏まえ、包括的な連携協力体制を通じて、様々な機関が連携して対応する。
 - ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害も抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげるため、包括的な連携協力体制の枠組を活用する。
 - ④ 各機関の支援内容や課題を共有のうえ、役割分担の整理を含めた改善策を検討するとともに、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携を図り、あわせて従業者教育・普及啓発を推進する。

- 関係機関・関係団体について、顔の見える関係づくりを一層推進するため、連携強化を図る研修や協同イベントの実施をめざします。
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 消費生活相談窓口等の各相談支援機関において、ギャンブル等依存症問題に関する相談を受けた際には、対応マニュアル等の活用等により、連携協力に努めます。
〔県民文化局〕

（2）関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等による体制整備

＜現状及び課題＞

- 県内関係事業者においては、第2期県計画に示したとおり、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策に関して着実に体制整備を図っています。
- 県内関係事業者における責任者等の設置、従業員教育の推進等の取組は次のとおりです。

○愛知県競馬組合（名古屋競馬場）における取組

- ・「地方競馬依存症相談窓口運用マニュアル」に基づく依存症対応責任者（総務部総務広報課長）の設置
- ・同マニュアルの活用による相談等対応及び従事者の関連講習会（地方競馬全国協会（NRA）及び全国公営競馬主催者協議会実施）受講

○JRA 中京競馬場における取組

- ・「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づく、ギャンブル等依存症対策上席責任者（中京競馬場場長）および対策責任者（お客様課担当管理職）を設置
- ・「ギャンブル等依存症対策に関するお客様対応マニュアル」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）の活用による相談等対応
- ・役職員について、「ギャンブル等依存症対策に係るe－ラーニング研修」（日本中央競馬会（JRA）本部作成）受講
- ・従業員について、適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得するための教育・指導

○ボートレース蒲郡における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（ボートレース事業部長）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターべーと競走施行者協議会主催）の受講
- ・従業員等を対象としたギャンブル等依存症対策研修の実施
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターべーと競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○ボートレースとこなめにおける取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（管理者）の設置及び担当者の配置並びに関連研修（全国モーターべーと競走施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国モーターべーと競走施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○名古屋競輪場における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（事務局長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○豊橋競輪場における取組

- ・ギャンブル等依存症対策の責任者（競輪事務所長）及び担当者の設置並びに関連研修（全国競輪施行者協議会主催）の受講
- ・「依存症相談窓口運用マニュアル」（全国競輪施行者協議会作成）の活用による相談等への対応

○愛知県遊技業協同組合における取組

- ・所定の講習を受講したぱちんこ営業所の従業員について、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」として配置
- ・依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等に基づく、依存症防止対策の従業員教育の実施
- ・風営適正化法施行規則に基づく管理者業務として、ぱちんこへの依存防止対策の実施

- なお、本県県警本部においては、第2期県計画に示したとおり、県内ぱちんこ営業者に対し、報告及び立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適切に確認しています。

＜今後の取組＞

- 県内公営競技施行者において、ギャンブル等依存症対策に関する責任者等の設置、従業員教育の推進等により、ギャンブル等依存症対策の体制整備を図ります。
- 愛知県遊技業協同組合において、ぱちんこ営業所に安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置を進めつつ、依存(のめり込み)問題対応ガイドライン等の活用により、依存症防止対策についての従業員教育の推進を図ります。
- 県内ぱちんこ営業者に対して、風営適正化法に基づく立入り等により、管理者による依存症防止対策の取組状況を適宜確認し、取組を促進します。

〔警察本部〕

2 ギャンブル等依存症問題に関する調査研究

＜現状及び課題＞

- 基本法第 23 条では、「三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行う」ことを求めていることから、国は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、2023 年度に精神保健医療領域における依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症が疑われる者の状況について調査を行いました。
- 同調査では、調査対象者（満 18 歳以上 75 歳未満の日本国籍を有する者）の過去 1 年以内のギャンブル等の経験の評価結果から「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合を、成人の 1.7% と推計しています。
- 依存症対策の推進に当たっては、依存症に関する実態等を調査し、地域の実情に応じた施策を講じることが必要ですが、これまで本県ではギャンブル等依存症問題に関する調査研究を行っていませんでした。

＜今後の取組＞

- 藤田医科大学において、専門医療機関等との連携のもと、ギャンブル等依存症を含む依存症の問題について、効果的に対策を進めていくための実態調査や研究を実施します。

〔保健医療局〕

3 人材の確保

＜現状及び課題＞

- ギャンブル等依存症は多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、ギャンブル等依存症に関するこれらの問題の根本的な解決に資するため、ギャンブル等依存症問題に関する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関し知識を有する人材の確保・養成を図る必要があります。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、オンラインの活用を含む効果的な研修手法により、ギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等を有する人材を着実に確保・養成しています。

＜今後の取組＞

- 県精神保健福祉センターにおいてギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修、こころばにおいてギャンブル等依存症に関する基礎研修等を実施し、市町村、保健所職員等のギャンブル等依存症に関する知識及び支援技術等の向上を図ります。(P37 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 精神障害者の障害特性と支援技法に関する研修を始め、様々な課題に応じて行われる研修の機会などを活用し、福祉関連従事者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P41 参照)
〔福祉局〕
- 研修会などの機会を活用し、消費生活相談員等に対して、ギャンブル等依存症に関する知識の向上や相談支援機関等に関する情報の提供に努めます。(P42 参照)
〔県民文化局〕
- 国の行う生活保護担当ケースワーカー全国研修会や県が行う生活保護関係職員研修の機会などを活用し、生活保護担当ケースワーカーに対して、ギャンブル等依存症に関する知識の修得等を図ります。(P43 参照)
〔福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした依存症医療研修を実施し、医療従事者の人材養成及び依存症専門医療機関等の拡充に努めます。(P51 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 依存症治療拠点機関において、医療機関等を対象とした専門相談事業を実施し、医療従事者等の資質向上に努めます。(P51 参照)
〔保健医療局、名古屋市健康福祉局〕
- 藤田医科大学に、依存症医学寄附講座を設置し、多様な依存症に対応できる医師を養成します。(P51 参照)
〔保健医療局〕
- 藤田医科大学において、専門医療機関等を対象とした研修や連携会議を実施し、人材養成及び医療機関同士の連携推進に取り組みます。(P51 参照)
〔保健医療局〕
- 県精神保健福祉センターによる研修の機会などを活用し、ヤング・ジョブ・あいち等の就労支援窓口の就労支援関係者に対して、ギャンブル等依存症に関する知識及び対応方法の向上を図ります。(P56 参照)

〔労働局〕

- 国や県が実施する生活困窮者自立相談支援事業従事者養成研修の機会などを活用し、生活困窮者支援に従事する支援員に対して、ギャンブル等依存症に関する知識と対応方法の向上を図ります。(P57 参照)

〔福祉局〕

IV 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- 多重債務問題を始めギャンブル等依存症に関連して生じるギャンブル等依存症問題等について対策を進めます。特に、オンラインカジノについて、アクセス数の増加と共に伴う依存症の問題が強く指摘されていることを踏まえ、取り締まりに加え、オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育に取り組みます。

1 多重債務問題等への取組

(1) 多重債務問題への取組

＜現状及び課題＞

- 2018年4月、日本貸金業協会において貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されています。また、一般社団法人全国銀行協会においても、2019年3月より、同制度の運用が開始されています。
- 本県の登録貸金業者は44業者（2025年9月末）であり、各事業者においては同制度の適切な運用に取り組んでいます。
- 本県においては、第2期県計画に示したとおり、貸金業の立入検査に当たって、個人信用情報機関の登録情報の適切な使用を確認のうえ、貸付自粛制度の登録がある個人に対しては、融資に応じないことを確認及び指導しています。
- また、多重債務問題や悪質金融業者に対する相談窓口に関するパンフレットを作成し、市町村、商工会・商工会議所、貸金業関係機関等に配布し、多重債務問題等の被害軽減を図っています。

＜今後の取組＞

- 引き続き、貸金業に対する監督業務等を通じて、貸付自粛制度の運用状況を確認する等、適切な運用の確保に努めます。
〔経済産業局〕
- また、貸金業関係機関等と連携し、リーフレットの配布などの、当該制度を必要とする者に的確に伝わるような周知が推進されるよう努めます。
〔経済産業局〕

◇啓発用ポスター（全国銀行協会・日本貸金業協会 2020）



（2）宝くじにおける自主的な取組の推進

＜現状及び課題＞

- 全国自治宝くじ事務協議会は、ギャンブル等依存症に関する専門家の研修を受けた相談対応者を宝くじコールセンターに設置する、ウェブサイトにおける購入制限を実施するなど、ギャンブル等依存症に係る取組を自主的に実施しています。
- ギャンブル等依存症が疑われる者が宝くじを購入することもあることを踏まえ、引き続き宝くじを健全に楽しんでいただけるよう、自主的な取組を推進することが重要であり、本県でもそれを踏まえた取組の実施が必要です。

＜今後の取組＞

- 本県も構成員である全国自治宝くじ事務協議会において、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施やウェブサイトにおける取組の強化、広告・宣伝の在り方の検討など、ギャンブル等依存症にかかる自主的な取組を推進します。
〔総務局〕
- また、本県においても、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の実施など、自主的な取組の推進に努めます。
〔総務局〕

2 オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等への取組

(1) 違法なギャンブル等の取締りの強化

＜現状及び課題＞

- 本県警察本部においては、違法な賭博店等の厳正な取締りを推進していますが、賭博事犯は依然として発生しています。
- また、2025年基本計画では、賭客のみならずオンラインカジノの収納代行業者やアフィリエイター等、オンライン上で行われる賭博の運営に関与する者の取締りを強化する必要性が示されました。
- これらを踏まえ、オンラインカジノ等オンライン上で行われる賭博を始めとする違法なギャンブル等の取締りを徹底し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進する必要があります。

＜今後の取組＞

- 参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議第11項も踏まえ、オンラインカジノ、違法な賭博店等の取締りを徹底し、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進します。
〔警察本部〕

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する参議院・内閣委員会における付帯決議

第11項

警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

(2) オンラインカジノの違法性等の周知

＜現状及び課題＞

- 近年、オンラインカジノサイトへのアクセス数の増加とこれに伴う依存症の問題が強く指摘されているほか、オンラインカジノに関する消費生活相談が依然として寄せられており、オンラインカジノの違法性について引き続き周知するとともに、オンラインカジノが関係する「もうけ話」について注意喚起を実施する必要があります。
- また、青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進する必要があります。

＜今後の取組＞

- 青少年やその保護者に対して、オンラインカジノの違法性を周知し、オンラインカジノに関するトラブルに巻き込まれることがないようにするための広報啓発・教育を推進します。
〔警察本部〕
- オンラインカジノ対策に係る関係局等の取組について、消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」などを通じて広く情報提供に努めます。
〔県民文化局〕
- インターネットを介した犯罪やトラブルから青少年を守るため、インターネットの危険性やフィルタリングの必要性を周知するとともに、家庭でのルール作りを支援する講座を開催します。
〔県民文化局〕
- 警察本部や教育委員会、青少年育成関係団体、市町村等と連携を図りながら「青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動」の中で、オンラインカジノは犯罪であることの規範意識を青少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進します。
〔県民文化局〕

◇啓発用ポスター（警察庁・消費者庁 2022）



第三章 ギャンブル等依存症対策の推進体制と進行管理等

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関する他の施策との連携が図られるよう、相互に必要な連絡・調整を行いつつ本計画の取組を推進します。

＜連携が図られる必要がある主な関係施策等＞

- ・アルコール、薬物依存に関する各施策
- ・愛知県地域保健医療計画（計画期間：2024年度～2029年度）
- ・第3期健康日本21 あいち新計画（計画期間：2024年度～2035年度）
- ・第2期愛知県アルコール健康障害対策推進計画（計画期間：2024年度～2027年度）

- 計画を着実に推進するため、計画の目標の達成状況や施策の進捗状況については、有識者等により構成されるギャンブル等依存症対策推進協議会を設置し、意見聴取を行うことにより、適切に進行管理を行います。
- 計画に位置付けた取組の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前であっても必要に応じて見直しを行います。
- 計画の見直しに当たっては、必要に応じて、ギャンブル等依存症問題の実態把握等に関する調査を実施します。
- 計画に係る取組を広く県民へ周知し、ギャンブル等依存症問題に対する啓発を行うために、ウェブページ等を活用し計画を公表するとともに、啓発週間等の機会をとらえ、計画に関する積極的な周知を行います。

